# 氷見市景観基本計画

平成 28 年 6 月 氷見市

# 目次

第	1	章		計画	iσ	目自	句と	位	置	づ	け																								
	1	_	1	撔	\観	基2		画	0	目	的	•				•	•	•			•		•	•	•		•		•		•	•		•	1
	1	_	2	撔	<b>と観</b>	基ス	悟才	画	の	位	置	づ	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
				景観																															
	2			튥																															
		1		景鶴	法	制元	Ĕσ	)背	景	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
				景観																															
		3		景観	法	の対	寸象	地	域	0	イ	メ	_	ジ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
				氷見																															
				撔																															
	3			撔																															
				山到																															
				河川																															
				海岸																															
				地質																															
	3			撔																															
				農山																															
				市往																															
				家並																															
				人																															
	3			튥																															
				谷筋																															
				平地																															
		3		沿岸	部	集落	<b>玄</b> 景	く観	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36
				市往	-		_																												
		5		捉え	方	にこ	にる	景	観	分	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
				景観																															
	4			撔																															
				谷筋																															
				平地																															
				沿岸																															
				市往																															
				眺望																															
		6		<b>干</b> :	i O	問是	百占	î •																											18

					_																													
	4				市民																													
		1		ア	ンケ	_	ト部	周査	:結:	果カ	36	0	考	察	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 49	)
		2		ア	ンケ	-	下訓	周査	:結:	果カ	36	0	課	題	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 49	)
	4	_	3		景観	形	式亅	上の	課	題•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 50	)
	4	—	4		景観	形	式の	り基	本.	理念	۲.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 52	2
	4	_	5		景鶴	肥	式の	り基	本	方金	+ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• 53	3
第	5	章		景	観形	減	推進	進方	策	の核	信	t																						
	5	_	1		氷見	<u>」の</u>	景観	見の	把	握•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•		•		•		•	•	•		•	• 54	1
		1		氷	見の	景律	観台	分帳	<i>の</i>	仕組	14	べづ	<	り	•	•	•		•		•	•		•		•		•	•	•		•	• 54	1
		2		氷	見の	景	観台	計帳	づ	< 15	•	•	•	•	•		•		•			•				•	•		•		•		• 54	1
		3		氷	見の	景和	観に	こつ	Ŋ.,	<i>τ0.</i>	) 唐	[知		•	•				•							•			•	•			• 54	1
	5	_	2		景観	法	• 朱	削度	<b>の</b>	活月	]と	景	観	事	業	の	推	進										•					• 55	5
		1		景	観条	:例(	の制	訓定	. <u>-</u>	景匍	計	·画	(D)	策	定				•							•			•	•			• 55	5
		2		既	存制	]度(	の温	舌用	に	よる	· 規	制		誘	導																		• 55	5
					観に																													
		4		公	共事	業(	のヲ	チェ	ッ	クタ	常	の	確	寸	•	•	•	•	•		•								•				• 55	5
					豆称)																													
	5				景鶴																													
					報ひ																													
					観シ																													
					観教																													
					強会																													
					観に																													
		_	•	~~	->=	-  50	<i>,</i>		. 12 '	1103		/H 3	PV																					
	5	_	4		市民	<u>.</u> . ]	事当	**	• • ;	行政	tσ	協	働	16	ŀ	ろ.	톰	翻	づ	<	n												• 57	7
					民・																													
		3			文称) 文称)																													
					文称) 过称)																													
		5			係機																													
					観チ																													
					既ノ 民・																													
		(	•	111	N.	777	木工	コルコ	1	14 C	- 17	、・ ノ	1	尽	<b></b>	ノ	\	ソ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	JC	,

### <参考資料編>

参				県の見																								
	1.	富山	具具	観条係	列•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	参考	1
	2.	富山	具具	観づく	くり	基本	方金	+ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	参考	: 1
				規模征																								
				共事																								
	5.	富山	具具	観づく	くり	色彩	ガィ	1	ブラ	イ	ン	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	参考	4
				観広台																								
参				市の																								
				見市約																								
				市計画																								
				境基を																								
				市景額																								
				漁村智																							-	
参				市景																								
				観基																								
				観基を																								
	3.	氷見	上市景	観基	本計	画策	定量	とて	·0	経	過	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	参考	19

# 第1章 計画の目的と位置づけ

### 1-1 景観基本計画の目的

氷見市においては、広域交通網「能越自動車道」の市域区間が全線開通(平成27年)し、上庄川の河口部に架かる斜張橋「比美乃江大橋」(平成12年)の開通、氷見の食文化の発信拠点となる「氷見漁港場外市場ひみ番屋街」(平成24年)や漁業文化発信拠点となる「ひみ漁業交流館:魚々座」(平成27年)の整備のほか、平成26年5月には氷見市役所新庁舎が開庁するなど、氷見市を取り巻く都市環境及び都市景観は大きく様変わりしようとしています。

これらの開発は、市民の暮らしを豊かにするとともに、市外からの来訪者を呼び 込み市内外の人々の交流を促進させるなど、氷見市の魅力を向上させる原動力とな るものです。

その一方で、能越自動車道の開通に伴いロードサイド型店舗等の予期せぬ開発が 急速に進み、氷見市の原風景となる自然環境と調和した集落景観が損なわれる恐れ があるとともに、氷見市役所の移転(旧有磯高校体育館等を改修整備)による新庁 舎の開庁に伴い、旧来の市街地の中心性が薄れ、中心商店街の衰退による連続的な まち並みの喪失、市街地の特徴的な黒瓦の家並みが失われる恐れがあるなど、急速 な開発等による景観的な弊害が危惧されています。

そのため、氷見市においては、急速な開発等による景観的な弊害を抑止しつつ、 氷見市の地形風土を礎とし、これまで積み重ねられてきた歴史・伝統・文化に培われた氷見市らしい景観や、暮らしと生業が共存した市民の心に残る氷見市の原風景を守るとともに、計画的な開発によって氷見市における新たな景観を創造していくことが求められます。

このほか、氷見市においては、人口減少や高齢化の進展による地域コミュニティの活力低下、空き家の増加や田畑の荒廃、中心部の空洞化と郊外開発が進んでいることから、景観を守ることで氷見市の魅力を高め、交流の活性化に繋げていくことも必要と考えられます。

このような背景を踏まえ、氷見市は、美しい自然景観の保全や魅力ある個性豊かな景観の創造を図るため、既存の上位・関連計画との整合を図りながら、将来に向けた景観形成のあり方を検討し、景観法に基づく「景観条例」の制定に向けて、その必要事項を検討し、「景観計画」を策定することとしています。

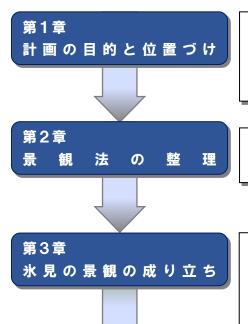
本計画は、「景観計画」の前段として、氷見市の景観の成り立ちを踏まえ、氷見市の景観形成の方向性を示すとともに、氷見市の景観をまもり、いかし、つくり、ととのえていくための基本的な考え方を示すものです。





### 1-2 景観基本計画の位置づけ

景観基本計画の構成は、以下の通りです。



#### 1-1 景観基本計画の目的

氷見市における景観づくりの必要性、景観基本計画・景 観計画を策定する背景と目的を示します。

#### 1-2 景観基本計画の位置づけ

氷見市景観基本計画の構成と位置づけを示します。

#### 2-1 景観法の概要

景観法の概要、景観計画として示すべき内容等、景観法に示されている検討事項等を示します。

- 3-1 景観の成り立ちを読み解くキーワード
- 3-2 景観の基盤となる地形風土
- 3-3 景観がかたちづくる暮らしや生業
- 3-4 人々の記憶に残る景観
- 3-5 景観特性の類型化

「氷見市景観基礎調査」の結果から、氷見市の景観の成り立ちを整理するとともに、景観特性を分析します。

### 第4章 景観形成の基本方針

#### 4-1 景観特性の類型別の問題点

前章で整理した類型化に基づき、それぞれの景観特性の問題点を示します。

#### 4-2 市民アンケート調査結果からみた課題

市民アンケート調査結果から、景観に関する市民意識を把握し、課題として整理します。

#### 4-3 景観形成上の課題

「氷見市景観基礎調査」結果を踏まえ、氷見市の景観に関する現状、景観特性、景観形成に向けた課題を示します。

#### 4-4 景観形成の基本理念

景観形成の目標達成に向けた基本理念を示します。

#### 4-5 景観形成の基本方針

景観形成の基本理念を踏まえた景観形成に向けた基本的な考え方を示します。

### 第5章 景観形成推進方策の検討

景観形成を推進するための方策として、景観把握のあり方、景観法等の各種制度活用のあり方、市民意識の啓発活動のあり方、推進体制のあり方等を示します。

#### 別冊

氷見の景観の『かたち』

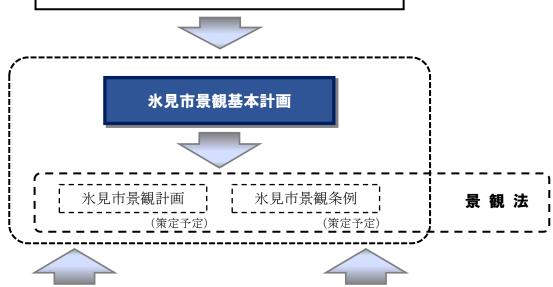
氷見市らしさを特徴付ける様々な景観資源について、景 観基本計画を踏まえ、氷見の景観をまもり、いかし、つく り、ととのえていくためのパターン(法則)を示します。 本計画は、景観法に基づいて策定する「景観計画」の前段として、富山県の景観条例をはじめとする景観関連計画、また、氷見市が策定する「第8次氷見市総合計画」、「氷見市都市計画マスタープラン」などの上位関連計画の内容に即しながら策定します。

### 景観基本計画の位置付け

第8次氷見市総合計画 [平成24年3月策定]

将来像

『人 自然 食を未来につなぐ交流都市 ひみ』



#### 富山県の景観関連計画

- ・富山県景観条例【平成14年9月制定】
- ・富山県景観づくり基本方針

【平成15年9月策定】

- ・富山県大規模行為の景観づくり基準 【平成15年10月告示】
- ・富山県公共事業の景観づくり指針 【平成15年10月策定】
- ・富山県景観づくり色彩ガイドライン 【平成15年11月発行】
- ・富山県景観広告ガイドライン

【平成20年3月発行】 など

#### 氷見市の景観関連計画

- ・氷見市都市計画マスタープラン
  - 【平成 17 年 10 月策定】
- · 氷見市環境基本計画

【平成25年3月策定】

- ・氷見市都市計画形成ガイドプラン
  - 【平成5年3月策定】
- ・ひみ田園漁村空間博物館整備基本計画 【平成15年3月策定】

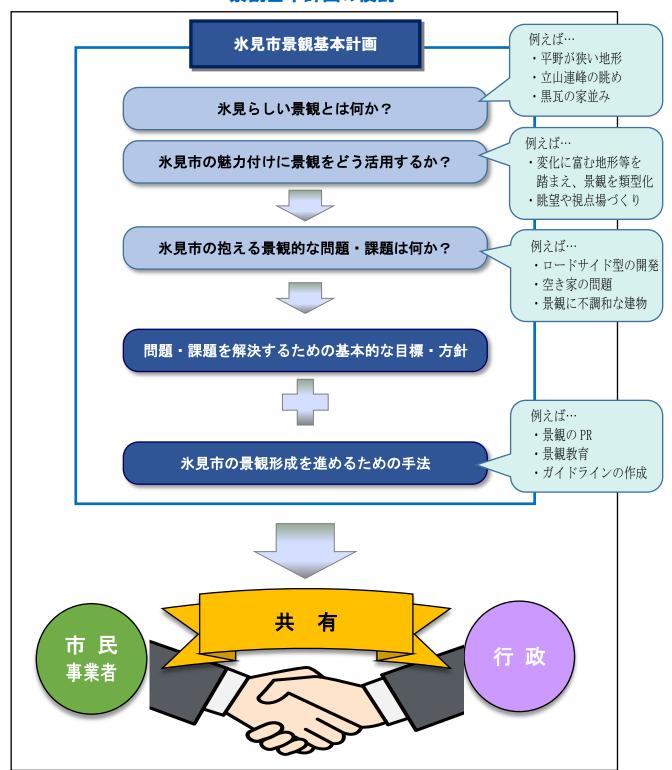
十八〇十〇月泉た』

など

※上記の上位計画・関連計画は参考資料編に概要を記載しています。

また、本計画は、景観形成を推進する区域や規制・誘導基準を定める「氷見市景観計画」(景観法に基づく法定計画)とは異なり、"氷見らしい景観とは何か"、"氷見市の魅力付けに景観をどう活用するか"、"氷見市の抱える景観的な問題・課題は何か"を把握・整理するとともに、"問題・課題を解決するための基本的な目標・方針"、"氷見市の景観形成を進めるための手法"を定めることに主眼を置き、これらを市民・事業者・行政が共有することを役割としています。

### 景観基本計画の役割



# 第2章 景観法の整理

### 2-1 景観法の概要

### 1. 景観法制定の背景

景観法は、これまでの地方公共団体の取り組みを踏まえ、条例では限界のあった 強制力を伴う法的規制の枠組みを用意した我が国で初めての景観に関する総合的 な法律です。

景観法では、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、建築基準法の規制緩和、景観整備機構による支援など総合的な支援の仕組みを措置しています。

#### 景観法制定までの取り組み

◎ 地方公共団体が自主条例として景観条例を制定

⇒地方公共団体における積極的な景観整備・保全の取り組みの実践



#### 地方公共団体の自主的な取り組みの限界

- ◎ 景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立
- ◎ 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界
  - ⇒ 景観をめぐる訴訟の提起
- ◎ 地方公共団体における自主的取り組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分



良好な景観の形成を国政上の 重要課題として位置づけ

#### 景観法の必要性

- ◎ 景観を正面から捉えた基本的な法整備
  - ⇒ 景観を整備・保全するための基本理念の明確化
  - ⇒ 国民・事業者・行政の責務の明確化
  - ⇒ 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
  - ⇒ 景観形成のための支援措置の創設

等により、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置づけるとともに、地方公共 団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要



### 平成 17 年6月 景観法の施行

### 2. 景観法の特徴

景観法の特徴としては、次の3点が挙げられます。

① 景観の形成に関する基本理念や責務を定めています

#### 【基本理念】

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産です
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等と の調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地 利用がなされる必要があります
- 地域の個性を伸ばすよう多様な景観形成が図られなければなりません
- 景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、 事業者及び地方公共団体の協働により進められなければなりません
- 景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものです

#### 【責務】

(国)

- 良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、実施します
- 普及啓発活動等を通じて、国民の理解を深めます

(地方公共団体)

○ 良好な景観の形成に関し、区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策 定し、実施します

#### (事業者)

○ 事業活動に関し、良好な景観の形成に努めます

#### (住民)

### ○ 自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たすように努めます 住民 自ら積極的に 景観形成に 努める 地方公共団体 事業者 区域の諸条件に 事業活動に 応じた景観施策 関して景観 の策定・実施 形成に努める == 総合的景観施策の 策定・実施と 普及啓発活動の推進

### ② 良好な景観形成のための具体的な規制・支援の概念を創設しています

主な概念	概要
	景観行政を担う主体であり、政令市、中核市、都道府県は自動的
景観行政団体	に景観行政団体となります。その他の市町村は、都道府県知事との
	協議により、景観行政団体になることが可能です。
	景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画であり、
景観計画	"景観計画区域"や"景観計画区域における景観の形成に関する方
	針"など必ず定める事項のほか、必要に応じて定めることができる
	選択事項があります。
	良好な景観の形成のための事業等が実施される区域で、市町村の
景観計画区域	地域特性に応じて、行政区域内の全域又は地区区分した設定などが
	可能です。
景観地区	市町村が都市計画区域又は準都市計画区域内において市街地の
準景観地区	良好な景観の形成を図るために、都市計画に定める地区です。建築
. ,,,,,,,	物等のデザインや色彩等に対する規制も可能です。
	景観計画区域内において、「良好な景観の形成を促進するため」
景観重要建造物	という目的に沿って景観上重要な建造物・樹木を指定することがで
景観重要樹木	きます。(指定については、景観計画で指定の方針を定める必要が
	あります)
景観重要	景観計画区域内において、道路、河川、公園等の公共施設であっ
公共施設	て、良好な景観の形成に重要なものを景観重要公共施設として指定
2177/2E/X	し、景観計画に基づいて整備することができます。
	景観計画区域内の一団の土地について、当該土地の区域における
景観協定	良好な景観の形成に関して締結される協定で、建築協定や緑地協定
	では定めることのできなかった基準も定めることが可能です。
	景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が組織
景観協議会	できる審議機関で、景観計画区域における良好な景観の形成を図る
	ために必要な協議を行います。
	景観行政団体が、民法第 34 条の法人又は特定非営利活動促進法
	第2条第2項の特定非営利活動法人(NPO法人)から必要に応じ
景観整備機構	て指定するものです。景観行政団体は、地域住民を積極的に支援し
	たり、良好な景観形成のための本格的な事業を行うための土地の確
	保等を行います。

#### 景観行政団体による景観計画の作成 ・住民やNPO法人による提案が可能

#### 景観計画区域(都市計画区域外でも指定可能)

- ・建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆる やかな規制誘導
- ・建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能

### 景観地区又は準景観地区

- (都市計画)
- ・より積極的に景観形成を図る地区を指定
- ・建築物等のデザイン、色彩等について規制
- ・廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制も可能

#### 景観協定

住民合意によるルールづくり

### 景観重要公共施設

景観計画に基づく整備

#### 景観重要建造物·樹木

景観上重要な建造物・樹木を 積極的に保全

## 規制緩和の活用建築基準法など

屋外広告物法との連携

#### 景観協議会

行政と住民等の間で、 景観に関するルールづくり

#### 景観整備機構

NPO法人や公益法人な どを指定

景観重要建造物・樹木の 管理、土地の取得等を行う

資料:「都市景観の日」パンフレット

#### 【景観計画で定める事項】

#### ○ 必須事項

- 景観計画区域
- ・景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る)

#### ○ 選択事項

- ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制 限に関する事項
- ・景観重要公共施設の整備に関する事項
- ・景観重要公共施設の占用等の許可の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

#### ③ 規制内容等の多くを地方公共団体が制定する条例に委ねています

○ 地方公共団体の自主性を尊重し、多くの部分を地方公共団体が制定する 条例に委ねています

### 3. 景観法の対象地域のイメージ

景観法における、対象地域のイメージは、次の通りです。 景観計画区域は、都市計画区域内外を一体的に指定することができるとともに、 地域の特性に応じて、特色のある区域の指定が可能です。



# 第3章 氷見の景観の成り立ち

### 3-1 景観の成り立ちを読み解くキーワード

氷見の豊かな自然風土、歴史や暮らしの文化、生業や経済活動などが映し出されているもの、それが景観です。さまざまな勾配の山々や丘陵が形づくる唯一無二の平地や谷地、ゆったりと流れる余川川や上庄川、仏生寺川、変化に富んだ海岸線、晴れた日に雄大な姿を見せる立山連峰など、ふだん見慣れた自然風土はいつも変わることなく氷見の景観を大きく特徴付けています。

古くから地滑りや水源の問題を抱え、灌漑や土地改良に知恵を投じてきた農業、独自の定置網を発展させてきた漁業、大火を経て再建を果たしてきた漁師町のまち並みや昭和 40 年代の防災建築街区が残る中心市街地など、多様な生業と暮らしが地域固有の景観を形成してきました。

こうした生業や暮らしは、生活の近代化の中で少しずつ変化し、同時に氷見の農山漁村や市街地の景観も変わってきました。農村集落や漁村集落では、生業に携わる人々の減少や高齢化、後継者不足による農地の減少、空き家・廃屋が増加しつつあります。市街地に目を向ければ、歴史的な中心部の商店街における空き店舗の増加や建造物の老朽化、歴史的の価値の高い建造物の保全・整備・活用不足、前面駐車場の設置によるまち並みの断絶、背後の美しい山里の景観と不調和な建物や屋外広告物の増加、国道160号・415号等のロードサイドに沿った農地転用とそれに付随する店舗やアパートの建設、能越自動車道による景観阻害といった問題が顕在化しつつあります。

時代の変化に応じて地域の景観は変化していきますが、その中でも持続してきた 農山漁村や旧市街地のまち並みには時代を超えた落ち着きや歴史的価値が宿って います。こうした価値を認めることで、身近な生活風景の中にも地形や風土と長く 折り合ってきた暮らしの知恵やふるさとの馴染み、変化しながらも生き続けている 氷見らしさを見ることができます。

#### 景観とは?

「景観」と類似した言葉に「風景」や「景色」があります。「景観」は「風景」や「景色」と同じように、自然や市街地の視覚的な眺めを表す言葉ですが、「観」という文字が入っているところが大きな違いです。「世界観」や「人生観」などの言葉があるように、「観」 にはものの見方や考え方という意味があります。つまり、「景観」とは見る人の考え方が反映された眺めということになります。

建築家の原広司は、自然発生的な集落の持つ思慮深いデザインについて、次のように指摘しています。「集落は、自然発生的につくられているとしばしば説明されているが、集落の諸要素と、それらの配列によって決定される基本的な形態から始まって、たまたまそうなったとしか思えないような細部に至るまで、実際にはむしろ高度に計画されていると考えることができる」(『集落の教え 100』、彰国社、1998年)。将来の氷見の景観を守り育てていくにあたり、そうした氷見の景観を司る原理を読み解き、将来へのヒントを探ることが大切です。そこで、次の3つの視点から、氷見らしい景観の成り立ちを読み解き、その特徴を捉えていきます。

#### 景観の成り立ちを捉える3つの視点

- 1. 景観の基盤となる地形風土
- 2. 景観をかたちづくる暮らしと生業
- 3. 人々の記憶に残る景観







### 3-2 景観の基盤となる地形風土

氷見は三方を山に囲まれた地形の中にあります。里山、海岸、山麓の集落が多く、 平野が狭いのが特徴です。一戸あたりの経営耕地面積が県平均の2/3程度で、しかも水田の割合がやや低くなっています。

積雪単作地のわりにやや気候温和であり、また市内面積の 13.9%が地滑り防止 指定地域となっていますが、地味が肥えていて、多彩な作物に適している一面もあ ります。三方を宝達山系と二上山系に囲まれた地形は、氷見に辺地性をもたらして きました。そのため近代の商工業の発達が遅れ、第一次産業への依存度の高い構造 が続いたのです。

### 1. 山並み

氷見は三方を宝達山系と二上山系に囲まれ、東は海に面しており、孤立した地形の中にあります。南北にそびえる宝達丘陵が北東に延びて石動山丘陵に続いています。宝達山から東方に延びた丘陵は二上丘陵に続き、その先端は高岡市太田の雨晴で断崖となります。宝達・二上の両丘陵から派出する小丘陵が西条、十三谷、上庄谷、八代谷、余川谷、灘浦の6つの谷間に小沖積平野をつくっています。山に囲まれたこうした地形は、氷見に一種の「辺地性」(地理的制約により都市部から切り離されていること)をもたらしてきました。そのため、近代の商工業の発達が遅れ、第一次産業への依存度の高い構造が続きました。

集落の多くは山裾と平野の際や川筋に沿った谷底部分に形成され、限りある平坦な土地は生産の場である田園として最大限活用されています。谷筋部の集落や田園からの眺めの背後には、山々や丘陵がアイストップ(=人の視線を惹き付ける役割を果たす建築物や樹木といった対象物のこと。ここでは背後の山を指します)となって存在感を放っています。特に、北東部に連なる宝達丘陵の山々は、見るものに落ち着きを与えてくれます。



棚田が広がる高台から 見る山並み (論田)



余川川の谷筋集落から 田園越しに見る山並み(余川[古戸])

また、平地・谷底を流れる主流に、三方の山々から流れ込む支流は、さらにいくつもの小さな谷筋をかたちづくっています。細長く狭い谷筋の中央部を流れる川沿いには農地が続き、その斜面が平地の間近に迫ってくるやや急峻な山際にも、多数の集落が分布しています。そうした谷から少し上がった高台につくられた集落からは、谷筋の起伏に富んだ地形や山並みの稜線を眺めることができます。

### 2. 河川

西方の県境の山脈から支脈が東に向けて伸びていき、その間に下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川、湊川などが流下して富山湾に注ぎ込み、下流に肥沃な沖積平野をつくっています。河川が骨格となり、氷見の多様な谷筋、個性的な流域が形成されています。上庄川と仏生寺川が海に注ぐ位置には、旧氷見町が形成され、古くから水陸交通の要衝として栄えてきました。水量の豊かな上庄川の河口付近では、昔ほどではないもののボートが行き交い、古い漁師町の雰囲気を今に残しています。一方、仏生寺川は護岸整備がなされ、手入れされた堤防の続く整然とした水辺空間となっています。



宇波川の河口と集落



余川川の支流を軸に 広がる田園(余川[谷村])

氷見の用水環境に河川は大きく関わってきました。農業水利事業には旧来からつくられてきた灌漑用の溜池のほかに、河川からの取水施設(水門、揚水機など)や防災用ダム、土木河川改修を伴う排水施設、市街地周辺の湛水防除事業などが行われてきました。中でも、大規模な河川改修として、明治以降の重労働による超湿田農業を乾田化するための仏生寺川沿岸排水改良事業と十二町潟沿岸排水改良事業が挙げられます。

また、上庄谷平野は氷見で最大の面積を有する穀倉であり、溜池の数も市内で最大でした。江戸時代以前から悩まされてきた干ばつの際の河川用水の問題、たびたび発生する洪水災害を解決するために、上庄川沿岸用水補給事業 (1941~1953 年) が実現されました。



3. 海岸

海岸線の長さは 20km に及びます。万葉集所載の地名が多く知られています。万葉集巻十七~十九には、大伴家持らが春から初夏にかけてたびたび布勢水海(仏生寺川流域に中世期まで入り込んでいた潟湖)に遊覧し、湖畔の景観や風情を詠んだ歌が数多く収められています。当時の布勢水海には変化に富んだ景勝地が多かったことを物語っています。

海岸線の南半分は砂浜地帯で、万葉集において麻都太要(まつだえ)の浜と詠まれた名所であり、白砂青松の砂浜海岸であることから海水浴に適しています。北半分は岩壁の多い岩浜海岸で、ところどころに入江があり、漁港として利用されています。

沖合には幅数 km の大陸棚が展開し、魚類の宝庫となっているほか、唐島、虻が島、仏島の3島がありますが、いずれも小島です。

昭和 43 年[1968]に能登半島国定公園が設定され、氷見海岸も含まれました。その後、灘浦海岸道路の大改修により、民宿を中心とした観光地としても繁栄し、現在に至ります。そうした沿岸部から見える特徴的な景観が、はるか富山湾の彼方に凛としてそびえる立山連峰の姿です。晴れた日に眺めることのできる雄大な立山の景観は、長らく氷見の人々の心の拠り所になってきました。



島尾海水浴場 (能登半島国定公園区域内)



灘浦海岸(姿)

### 4. 地質

地層は第三紀泥岩・砂岩層が主で、特に北西部の山稜地に国内でも有数の地滑り地帯を抱え、古くから災害を引き起こしてきました。特に、昭和39年[1964]7月16日に発生し、全壊61戸、半壊6戸の災害を出した胡桃大地滑りが有名です。氷見は古代・中世から開発が進んでおり、加賀藩の開墾奨励にもかかわらず、開発の余地に乏しい、開墾の難しい場所でした。近世になると、新村の創立も僅少でした。そうしたなか、元和年間の大野新村一千石の開田と、江戸初期から明治にわたる十二町潟の干拓が特筆すべき例として挙げられます。また、丘陵地の開拓や砂丘地の開墾等もありました。

### 3-3 景観をかたちづくる暮らしや生業

### 1. 農山漁村の暮らしや生業

氷見では、山地、平地、沿岸などさまざまな地形や自然の地域特性と折り合う暮らしや自然の恵みを生かした生業が行われてきました。谷底平野や谷の中心となる河川、その周辺を形成する山、河川沿いに広がる水田、山際や谷間に連なる農地、集落が大切な景観要素となり、これらが一体となって、四季の変化に富んだ自然美あふれる農山漁村の景観をかたちづくっています。

なお、近年、社会情勢等の変化により耕作放棄地や里山の維持管理ができないことにより、さまざまな問題が生じているところも見受けられるようになり、農林水産業の持続性を確保することが景観上も重要な課題となっています。

#### ① 農業:土地改良の奮闘と副業の発達

氷見市史の近・現代編(氷見市史編さん委員会編集、2006 年)は、氷見の農業の大きな特徴として、「半島的な立地」と「積雪単作地帯農業」を指摘しています。河川は多いものの、大河川がなく、水資源が乏しいので、稲作の灌漑には格別の苦労をしてきました。山間に数多く見られる溜池は、先人が営々と築いた汗の結晶です。





開墾の努力の痕跡・・・左:棚田(平沢)、右:溜池(論田)

氷見は他地域に比べて耕地が少なく、そのため歴史的に農家の生活は困窮し、収入不足を補うため、副業に力を入れざるを得ませんでした。苧絈つむぎ・箕づくり、畳表織り、藁や莚織り等に力を入れ、生活の糧としました。鏡磨きと呼ばれる副業も伝統的に盛んでした。青銅の鏡を研ぎ出す仕事で、冬の農閑期に毎年各村々から集まって組を作り、中部・関西・関東・東北へと出かけ、鏡を研いで回ります。鏡磨きには小間物行商を兼ねる人もおり、やがて明治になってガラス鏡が普及すると、鏡磨きを廃業して小間物行商に専従する人が多くなりました。小間物行商の伝統は現代に至るまで続いています。また、石動山山麓の大窪村に大窪大工と呼ばれる加賀藩お抱えの大工がおり、寺社建築・民間建築に大活躍しました。

#### ② 漁業:定置網の改良の歴史

氷見沖合には大陸棚が広く分布し、漁場としての地形的な好条件を備えていました。明治32年に氷見魚市株式会社・湊川魚市場が創業されました。取り扱う魚の大半は高岡・富山・金沢に出荷されました。明治40年秋に、大境海岸の沖合に鰤大敷網が敷設され、大豊漁を続けます。この大敷網はさらに改良を加えられることで、県内外の定置網漁場に取り入れられていきます。現在も、漁業の主流は定置網であり、これを中心に八艘張漁業・刺網漁業等の沿岸漁業が営まれています。藁台網(定置網)には春網・夏網・秋網があり、春の「氷見鰯」、夏の「氷見鮪」、冬の「氷見鰤」は全国的にもその名を轟かせています。

現在、最大の氷見漁港を中心に、阿尾漁港、薮田漁港(薮田地区)、薮田漁港(泊地区)、宇波漁港、大境漁港、女良漁港の合計7つの漁港が活発な漁業活動を展開しています(氷見漁港は県営・第3種、それ以外は市営・第1種)。



阿尾漁港



大境漁港

#### ③ 温泉街としての氷見

氷見は鉱泉に恵まれており、いくつかの集落は温泉とそれに付随する宿場として 栄えた歴史を持ちます。例えば、マコモタケの景観が特徴的な指崎では、湯が含む 鉄分が家屋の壁に滲みだし、鉄色のまちなみをつくりだしています。独特の匂いと ともに、五感に訴える温泉宿場の景観をつくりだしています。

### 2. 市街地の暮らしや生業

古くから交通や物流の要衝の地として栄えた旧氷見町は、1935 年(昭和 10 年) 10 月に町域全域に都市計画法の適用を受け、氷見の中心市街地として発展を遂げてきました。本町商店街は長らく市民生活の中心地でした。氷見駅、氷見漁港、朝日山公園、島尾海浜公園、十二町潟水郷公園、大浦住宅団地、小松工場団地等を有機的にアクセスするために街路網が整備されてきました。用途地域も中心市街地を核に合計 694.4 ヘクタール(市域全体の約3%)が指定されています。また、近代に計画的に開発あるいは農地を転用する形で形成された住宅群もあり、伝統的なまち並みとは異なる、やや統一感に欠けた地区も見られます。

古くからの歴史的中心市街地は、氷見のアイデンティティそのものであるということができます。本町商店街における空き店舗の増加や建造物の老朽化、住宅の建て替え時の前面駐車場の確保によるまち並みの断絶、黒瓦のような伝統的な素材や工法を用いない新たな住宅タイプの増加、国道 160 号・415 号沿いにはロードサイド型店舗等の予期せぬ開発といった景観上の問題が明らかになりつつありますが、いまでも残る街路や町割、敷地形状のパターンや配置からは、中心市街地の歴史的構造を読み取ることができます。市街地の暮らしや生業を支えてきたこうした歴史的遺産を受け継いでいくことが、景観を守り育てるにあたり、大切になってくるでしょう。

また、市街地では、背景の美しい里山の景観にそぐわない看板が増加しています。 沿道の看板、広告類が煩雑であることは、1993年(平成5年)7月の「氷見市都 市景観形成ガイドプラン」においてもすでに指摘されており、氷見らしい景観の保 全を考えるにあたっては考慮すべき重要な課題となりそうです。

#### ① 交流・物流の中心としての街道と旧市街

市域中央部に流れ込む上庄川、仏生寺川(湊川)の河口に発達したのが旧氷見町です。この町を南北に通る浜往来があり、西へ御上使往来が通じ、水陸交通の要衝として栄えてきました。また漁業基地あるいは氷見庄内の年貢米等、物資の集散地として発達してきました。

元文年中[1736-41]頃、縫針業が始められ、以降全国へ売り歩き、代金は翌年回収する富山売薬の方法がとられます。仕切町は縫針関係者が多く居住していました。うどんも氷見独特のものがつくられ、その伝統は現在まで続いています。江戸時代末に氷見の特産品となった縫針は、明治41年の機械化の導入により、大量生産されるようになります。

大正元年[1912] 9月に中越鉄道株式会社によって開通した、北陸本線高岡駅から 氷見までの鉄道 (現 JR 氷見線) と、その直後に勃発した第一次世界大戦は、旧氷 見町にも縫針の需要の増大を促すことになりました。製針工場の建設が盛んになり、 8つもの製針会社ができて好景気に沸いたのです。しかし終戦とともに大部分の製 針工場は次々に倒産の憂き目にあいます。

旧氷見町は、近世初期には湊川を境にして北町(湊町・本川町・中町・北新町)と南町(南上町・南中町・南下町)に分かれ、これらは本町と呼ばれ現在に至ります。のち北町には今町・浜町、南町には上伊勢町・下伊勢町・地蔵町・御座町・川原町・仕切町・高砂町の九町ができ、これらは散町と呼ばれました。近世300年の間に次第に膨張・発展し、幕末には約9,000人だった人口は、その後、南郊・北郊・西郊に新町が形成されるにつれ、増加の一途を辿ります。

#### ② まちなかに刻み込まれた近代化の痕跡

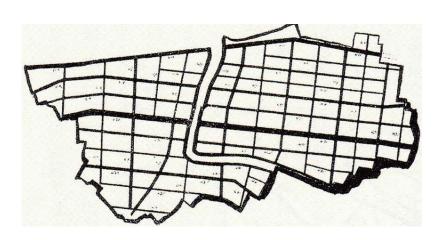
氷見の中心市街地の景観に大きな影響を与えたのが、大火とその後の復興都市計画です。昭和13年[1938]9月6日、下伊勢町から出火し、旧氷見町の家屋約1,500戸を焼失する大火となりました。

古くからのまちの姿を失う大災害でしたが、復興へ向けた動きは素早く、9月 12 日には区画整理事業の実施を氷見町百年の大計として推進することが決まりました。その後、紆余曲折はあったものの、旧市街の中央を貫通する県道を 15 メートルに拡幅し、これを軸に平行に幅員 6 メートル、8 メートル、11 メートル道路を間隔  $40\sim100$  メートルを標準に配置しました。近代的な商業地・住宅地として合理的な敷地を与えるように計画されたのです。また、現在の湊川両岸に残る 11 メートル幅の緑地帯道路も、この時の復興計画の名残です。復興都市計画により、道路面積は 8 % から 25 % へと大幅に増加し、近代都市としての景観が中心部に生まれることになりました。

従来、氷見には工場らしい工場はほとんどありませんでしたが、高度経済成長期には中小工場が続々と建設されました。中でも最大のものは小松製作所の氷見工場です。第一工場は窪にあり、旧中越電化工業が昭和 27[1952]年に小松製作所に合併されたものです。第二工場は田子台地にあり、昭和 46 年[1971]に鋳鋼工場として新たに建設されたものです。



大火直後の町の様子: 朝日本町より本川町(丸の内)、 湊町(比美町)の方向 (『氷見市史通史編2 近・現代』)



復興区画整理事業による町割りの改造(『氷見市史 近・現代史』) 中央通りを中心に、四方に直線の街路が通り、整形の街区をなし、全体と して格子状の都市構造となっています。湊川を越えて鞍川へと抜ける街路 は旧来からの緩やかなカーブを保ちながら街路設計がなされました。また、 湊川沿いにも空間を設ける提案がなされていることがわかります。

### 3. 家並みを印象づける黒瓦

氷見の農山漁村、そして市街地のまち並み景観を支えている構成要素のひとつに、 黒い屋根瓦があります。黒瓦は氷見だけに限らず広く能登半島において旧来から使 われてきたものです。朝日山公園のように少し小高い丘から家並みを見下ろしてみ ると、黒瓦の屋根が道の形状に呼応しながら独特のリズムを刻んでいることが分か ります。古い瓦、新しい瓦では日差しを浴びた際の跳ね返りの色彩が異なり、全体 として落ち着きのある味わい深い「黒」を形成し、見るものの心を奪います。平地 が海沿いに集中している氷見では、そこに黒瓦の家屋が密度高く建ち並んでいます。



朝日山公園から眺める黒瓦の家並み



谷筋と黒瓦の家並み(柿谷)

### 3-4 人々の記憶に残る景観

人々は昔から、地域の風土が生み出す景観を詩に記してきました。大伴家持は万葉集に「立山に振りおける雪を常夏に 見れども飽かず神からならし」と詠み、神聖で雄大な立山を朝夕、海上のかなたに眺めることができるのは、地域の誇りである、という現在まで変わらぬ価値を詩に残しています。

地域の学校には、その地域ならではの景観が描写されていることが少なくありません。旧有磯高校の校歌を作詞した室生犀星は、何にも代え難い氷見の美しい景観を以下のようにあらわしました。

山脈 (やまなみ) なみをかさね...山々みねをつらねて 海なりなりをこめ 波しずかなるところ 山と海とは手をかわし

「山と海とは手をかわし」との描写は、農山漁村の結びつきが強い氷見の特徴を 過不足なく綴っています。有磯高校の校歌にみるまでもなく、氷見の人々が学んで きたさまざまな学校の校歌には、その地域独自の誇るべき自然環境や景観が情緒あ る言葉で描かれています。立山、朝日山、有磯海、布勢の海、松田江浜など氷見の 歴史、風土の特徴を表す言葉がしばしば読み込まれています。

山は氷見の景観の骨格を形成する重要な要素です。特に、立山連峰は地域のシンボルとして小学校校歌の中に謳われてきました。また、川や海も多く謳われており、地域と重要な関わりがあることがわかります。私たちは美しく流れる川の様子を背景である山と重ねることにより、情緒ある景観として思い起こすことができます。さらに、校歌に謳われている田園は、四季折々に変化する農村の景観として思い浮かべることができます。そうして思い浮かべることのできる景観は、人々の子供のころからの記憶であり、地域の方々が共通して認識する「シンボル」であり、「自慢の景観」に違いありません。ゆえに、古き時代から世代を超えて変わらない景観であり、守っていくべき景観です。

次ページでは、地域の学校の校歌の一部を紹介し、その中に詠まれている氷見の 景観を下線で示します。

#### 立山への眺め

むかしを語る オニバスの <u>豊かな里</u>に 手をつなぎ 遠くに光る立山の 雄々しい姿に呼びかける (十二町保育園)

はるか立山 仰ぐ庭... 史蹟ゆかしく 香るふるさと (朝日丘小学校)

大空遥か 立山が 正しく伸びよと 呼んでいる (旧稲積小学校)

<u>雪の立山</u> <u>白馬の連峰</u> 海の向こうにならんでそびえ ... 萬葉集の 氷見の江へだて 千いく百年 さかえるいちょう (旧南小学校)

遥かに仰ぐ立山の 峰の朝日に照らされて (旧布勢小学校)

海のはて 大空に立つ アルプスの 峰を仰いで (海峰小学校)

海の向こうの立山に 元気な声がこだまする (灘浦小学校)

#### 立山への眺めと海や川

雪にけだかき <u>立山</u>の 久遠の姿 ひたしつつはてなき広き 有磯海の (旧東小学校)

<u>水清き上庄川</u>の...見はるかす <u>有磯</u>のめぐり <u>阿尾の浦</u> 波ひたよせて... 海のはて 雲おしわけて 気高くも 天そそりたつ<u>立山</u>は われらの理想 きたえあり (旧加納小学校)

自然の恵みにはぐくまれ 流れはたえぬ<u>余川川</u> ...朝夕仰ぐ立山の 雄々しき姿ならえとぞ(旧余川小学校)

潮さやけき<u>有磯海</u> 栄光映ゆる<u>立山</u>の 雄々しき姿 望みつつ ...幾千代栄ゆる大銀杏(南部中学校)

朝日に映える<u>立山</u>の 真白な雪を仰ぎつつ 灘の浦和に打寄せる 有磯の波を聞きながら(旧宇波小学校)

有磯海から吹く風は 希望の香り運びくる (比美乃江小学校)

ゆかりも深き万葉の 夢ただよわす有磯海...波の上遠き立山の(西條中学校)

#### 山並みと水辺の景観

布尾山の水清く...松田江浜の潮を浴び 豊かな里の恵み享け(旧柳田保育園)

みどりの山に囲まれて... 鞍骨川のせせらぎに (旧仏生寺保育園)

遥かに仰ぐ <u>太刀の峰</u> その雄々しさに育ぐくまれ 波路はてなき <u>有磯海</u>...司人等が駒なべて 遊びましけん<u>布勢の海</u> 真砂は白く 松青き 松田江の浜 (宮田小学校)

歴史に古き布勢の海...山脈(やまなみ)四方に 映える空(湖南小学校)

川さかのぼり また戻る 緑のかわせみ 言いました 「遠い万葉の歌枕 <u>立山連峰</u> - 東に<u>布勢の円山</u>-南 <u>有磯の海</u>にあかねさし (略)」「万尾川下は十二町潟 布勢湖のかげとどめてる」(十二町小学校)

かすみたなびく山脈へ...緑の山のふところに 千年流れる<u>上庄川</u>...流れる雲に光さし はるかに仰ぐ臼が峰 望みを高くと呼んでいる(久目小学校)

ああ 宝達よ たちの嶺よ...ああ 流れゆく 谷田川 (旧赤毛小学校)

あしたに仰ぐ<u>太刀の峰</u> ゆうべに見おろす<u>有磯海</u> ... 英遠(あお)の浦には 阿尾城跡(旧阿尾小学校)

さちおおき <u>ありそのうみ</u>に かげひたす ...ゆききよき <u>たち</u>のおねに まむかえる (旧薮田小学校)

海をへだてて並び立つ <u>剣</u> <u>立山</u> <u>薬師岳</u> ... あゆの風吹く万葉の 阿尾の浦和も程近く(北部中学校)

ゆかりも深き万葉の 昔をしのぶ<u>布勢の辺</u>に ...飯久保山の深みどり (十三中学校)

<u>有磯</u>の風は さわやかに... 山は<u>朝日</u>の名を負いて ... 連峯雪にかがやけば (旧氷見高校)

<u>ありそのうみ</u>の そらとおく はるかにのぞむ <u>たてやま</u>の ... <u>ありそのうみ</u>に よせるなみ <u>ななつのうみ</u>の はてとおく (旧上伊勢小学校)

有磯の海に昇る陽を 仰ぎてゆかし朝日山 ...遥かに見ゆる太刀峰の(旧南上小学校)

#### 山並みの景観

櫻いっぱい<u>朝日山</u> 仰いで通う元気な子 緑したたる朝日山 赤、黄紅葉の朝日山(上伊勢保育園)

石動山の雄々しさを 心のかてと仰ぎみて (旧角間小学校)

清き流れは岩をはみ 緑の山並 陽に映えて (旧仏生寺小学校)

遠い歴史の臼が峰 つらなる山の空青く(速川小学校)

荒山おろしに 小吹雪に (旧八代中学校)

朝日に映える碁石ヶ峯の 気高い姿を仰ぎつつ(旧懸札小学校)

#### 水辺の景観

うみからはるがやってくる ひかりかがやく<u>ひみのうみ</u> たぶのきしげる あぶがしま どんぐりやまの ハイキング (旧女良保育園)

二上の 峰みはるかす...松田江の浦吹く風に 羽ばたくは (窪小学校)

朝に夕べに立山を...光きらめく有磯の....つまま茂れる虻が島(旧女良小学校)

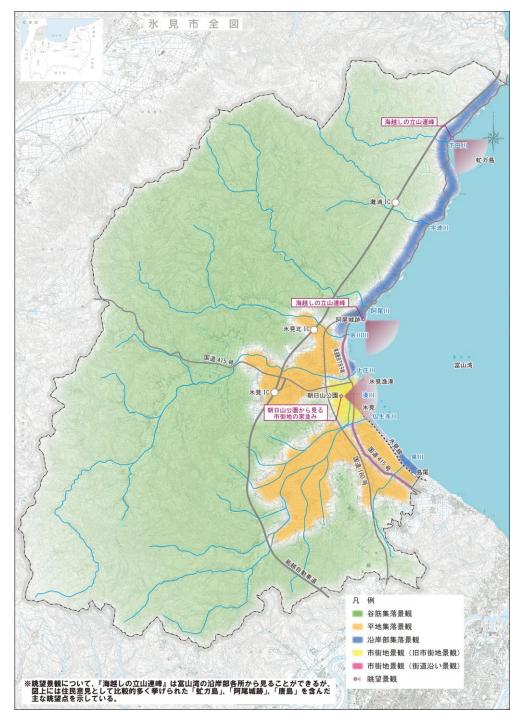
流れつきせぬ上庄の 清きほとりに地をしめて(西部中学校)

前に流れる布勢川の(旧布勢小学校)

### 3-5 景観特性の類型化

農山漁村の伝統的な生産の場や暮らしの仕組みによって生み出される景観特性は「谷筋集落景観」「平地集落景観」「沿岸部集落景観」の3つ、そして商業や流通の中枢地・街道として繁栄してきた市街地の景観特性は「市街地景観」に大別してそれぞれの集落やまちなかの景観の成り立ちを理解することができそうです。

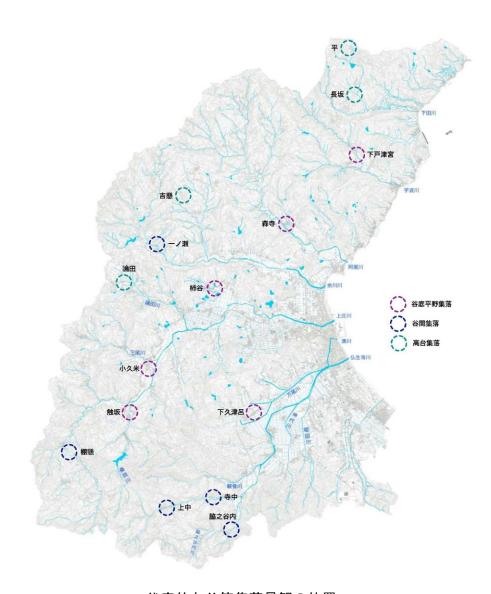
さらに、集住の形態とは別に氷見の景観は「**眺望景観」「シークエンス景観」「夜間景観」**など景観の見え方に応じて景観の捉え方を整理することができそうです。



氷見市の景観構造図

### 1. 谷筋集落景観

谷筋集落景観は、下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川とその支流沿いの谷に位置する集落です。谷の長さや広さ、急峻さの程度はさまざまですが、 氷見の地勢は多様な谷筋の集落の存在によって特徴付けられています。谷筋集落は、 さらに「谷底平野集落」「谷間集落」「高台集落」に分けられます。

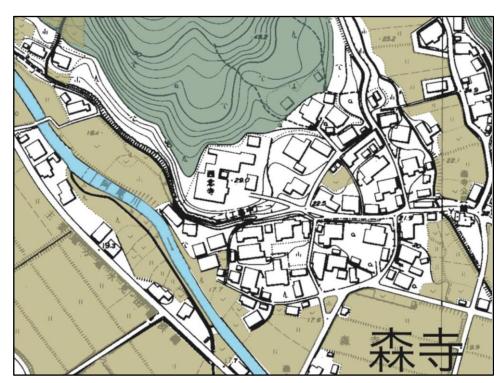


代表的な谷筋集落景観の位置

#### ① 谷底平野集落

森寺や小窪、戸津宮、柿谷、小久米、触坂、下久津呂等に代表される地区が「谷底平野集落」です。川を中心とする緩やかで長く続く谷の中の集落で、家並みは山際に立地し、その周囲に川を中心として水田が広がり、山裾には棚田が作られ、それらが一体となった里山景観を形成しています。川からの水は集落内の水路に引水されて防火用水としても利用されるなど、生活と水の結びつきの強さが見え隠れする景観となっています。

森寺は、阿尾川が山裾を蛇行するかのように流れる、やや狭くなった谷に位置しています。阿尾川の周辺の平地は水田に利用され、川と谷の間に挟まれた、北側の一段高くなった山際に沿って、円形に集落が立地しています。西北の山頂には森寺城(湯山城)の跡があり、南の丘陵上には海老瀬城址(余川との境界)があります。



森寺地区の平面図



小高い丘に形成された森寺集落



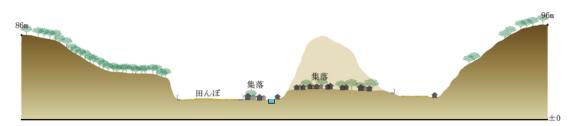
高台から黒瓦の屋根並みを見下ろす



西念寺



山・里・畑で構成される景観



谷底平野集落(森寺)の断面図

#### ② 谷間集落

戸津宮、仏生寺(上中、脇之谷内)、上余川(一ノ瀬)、一刎、棚懸等に代表される地区を「谷間集落」と分類します。宇波川、阿尾川、余川川、仏生寺川を中心として長く続く谷に対して、そこから両側あるいはさらに奥の山の方に入り組んだ谷に位置する集落のことです。山奥へとのびる小さな谷の中で山に包まれるような景観が特徴的です。

上中は山からの水が流れる渓谷に沿って小さな谷の中に集落を形成しています。 豊かな自然が織りなす中で、支流の水のせせらぎの音が心地よく耳に響く景観を見せています。玄関へのアプローチを谷川の上にわたしている家屋の並び方も、特徴的な景観を生み出しています。



道路から川にアプローチ部分を渡す (仏生寺[上中])



谷間における山・里・畑の構成 (仏生寺[脇之谷内])



谷間のわずかな平坦な 土地に道路が走り、家屋が並ぶ (仏生寺[寺中])



緑深い谷間集落の景観 (一刎[浦出])

#### ③ 高台集落

平、長坂、論田、吉懸等に代表される地区を「高台集落」と分類します。谷筋から山に向かって等高線をあがったところに位置し、高台のようになった開けた場所にある集落です。山の斜面の傾斜は様々ですが、高台に集落があるため、そこから周辺の山々に点在する里山や棚田の農の景観が一体となった農村集落の景観を感じることができます。晴れた日には空が大きく感じられる、のびやかな景観が特徴的です。



高台集落 (論田)



高台集落(論田)



高台集落 (熊無)



高台集落 (平沢)



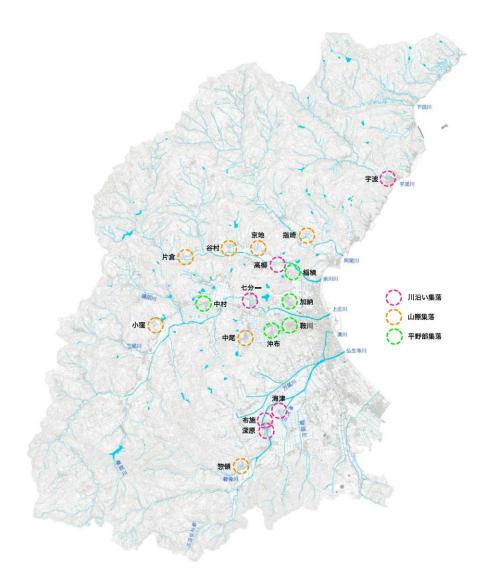
高台集落(長坂)



高台集落(長坂)

# 2. 平地集落景観

氷見の土地を流れる各水系のやや広い谷底平野部分に位置する集落の景観を「平地集落景観」と分類します。平地集落景観はさらに「川沿い集落」「山際集落」「平野部集落」に分けられます。



代表的な平地集落景観の位置

### ① 川沿い集落

下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川など平野部の河川に沿って 立地する集落のことです。宇波、川尻、海津、布施などが代表的な川沿い集落です。

川尻や海津はいずれも十二町潟南西の地区であり、仏生寺川の三角州に位置します。古来、仏生寺川の洪水氾濫に苦しんできましたが、近年は河川改修・排水事業の完成により、水害はほとんどなくなりました。近年では住宅地が進みつつある地区でもあります。布施は、大部分が平地ですが、中央に「布勢の円山」と呼ばれる独立した小丘陵があり、集落の中央を仏生寺川が貫流しています。



川沿い集落(宇波・脇方)



視線の奥に仏生寺川の土手(海津)



集落と土手と仏生寺川の関係(川尻)



蔵がつくるまち並み (深原)



川沿い集落(布施)



布勢の円山と集落(布施)

### ② 山際集落

平野部周辺の山々の裾野に位置する集落のことを指します。

下田川、宇波川、阿尾川、余川川、上庄川、仏生寺川など平野部の河川から、山までの平坦地、そして集落が一体となった、里山らしい景観が特徴となっています。 平野部には水を巧みに引き込んだ農地が広がり、農作物の生産地としての豊かな景観を見ることができます。上余川(片倉)や余川(谷村)、万尾、中谷内、惣領等の集落が該当します。



畑から眺める山際集落の景観 (中谷内)



等高線に沿って形成された集落 (余川[谷村])



山際集落の景観(中尾)



山際集落の景観(惣領)



山際集落の景観(万尾)

### ③ 平野部集落

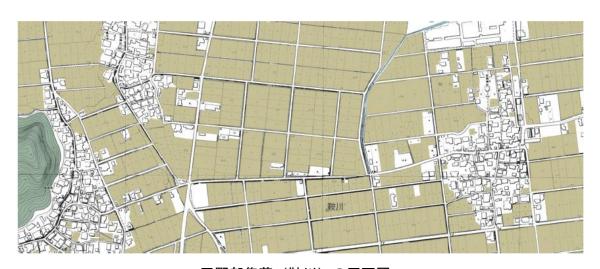
特に広い平地を有するのが上庄川と仏生寺川であり、それらに沿って広がる田園と集落は、氷見を代表する美しい景観のひとつを見せています。そうした広い平野部に立地する集落のことを指します。農地の中を通っていたかつての街道を中心に、農地の区画や敷地割のまま集落化し、現在に至っています。近年では、農地が宅地化され、新しいデザインの住宅も増えつつあります。国道415号は、こうした上庄平野の集落をかすめながら通っています。鞍川、大野などが代表的な集落景観です。



農業的土地利用の中で宅地化が 進んでいる(鞍川)



広がりのある平野部に形成されている ため、空が広く感じられる(大野新)



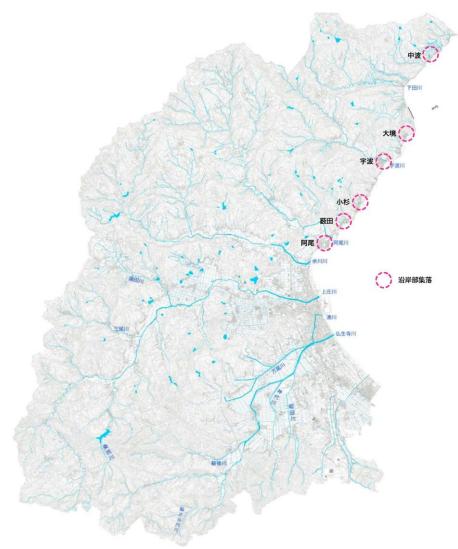
平野部集落(鞍川)の平面図



平野部集落 (鞍川) の断面図

# 3. 沿岸部集落景観

富山湾に面した灘浦海岸や氷見海岸、有磯海沿いに立地する集落のことです。中波や中田、大境、薮田、阿尾、島尾などが代表的な集落です。昭和 43 年[1968]に能登半島国定公園が設定され、氷見海岸もその範囲に含まれました。その後、灘浦海岸道路の大改修により、民宿を中心とした観光地としても繁栄し、現在に至ります。沿岸部の集落から見える特徴的な景観が立山連峰の姿です。



代表的な沿岸部集落景観の位置

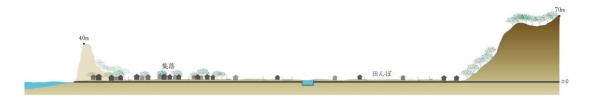
宇波や阿尾、島尾のような主流の河川の河口部に位置する集落を除けば、山が海に迫り、平地が少なく、山から集落、集落から道路、道路から海岸へと連なる構成をとるところが多くあります。特に沿岸部の北半分には漁村由来の集落が点在し、特徴的な地形と人々の暮らしが織りなす美しい景観を見せています。また、海際に形成されているが、必ずしも漁業を生業としていない集落もあり、そこでは海の景観と農の景観が渾然一体となった景観が見られます。



沿岸部の集落から富山湾と 立山連峰をのぞむ(中田)



沿岸部への民宿の立地と 整備された護岸(阿尾)



沿岸部集落 (薮田) の断面図



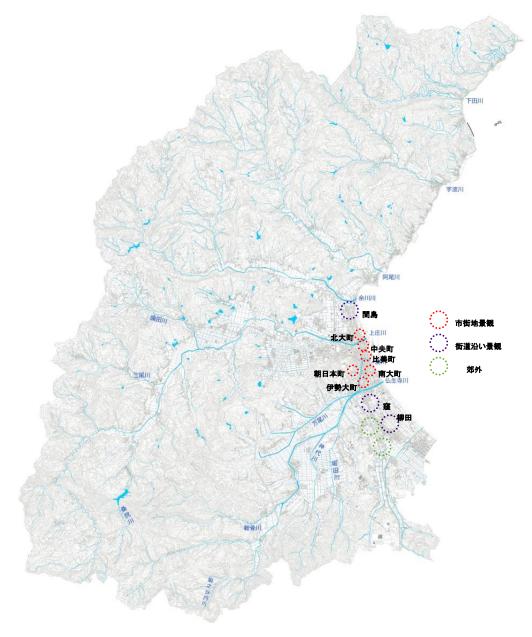
沿岸部集落 (大境)



松林と集落(小境)

# 4. 市街地景観

古くから水陸交通の要衝として栄えてきた中心市街地の景観、大火の後に再建された漁師町の景観、氷見漁港の周辺、そして物資の集散に際して用いられ、商業活動が発展したいくつかの街道沿いに形成されたまち並み景観のことを指します。市街地景観はさらに「旧市街地」「街道沿い」「郊外」に分けられます。



代表的な市街地景観の位置

### ① 旧市街地景観

比美町、南大町、北大町などのまち並みが典型的な旧市街地景観です。旧市街地とは、歴史的に氷見の中心地であり続けている市街地のことで、昭和の大火の際に延焼し、その後再建されたエリアと重なります。おおよそ、湊川と仏生寺川に囲まれた領域を指します。



防災建築街区(中央町)



昭和の大火後に復興都市計画で 再建されたまち並み(南大町)



中央町から上庄川の対岸への眺め

中心市街地を歩くと、ひときわ目立つのが中央町交差点から北の橋までの両側に建つ「防災建築街区」(防火建築帯)です。この建物は、木造建築によってつくりあげられていた昭和40年代のわが国の都市中心部の防災性の向上を目的とする防災建築街区造成法(1961年)に基づいて、昭和45年頃に建設されました(円満隆平「防災建築街区再生支援制度の研究-富山県氷見市中央町を例として-」、Urban Study, Vol. 50, 2010)。基本的に3階建て鉄筋コンクリート造、大きく分けると8つの街区から成り立っています。建物の長さが約250メートルあり、1階が店舗、2・3階が住居として使われているユニークな建物です。



中央町防災建築街区

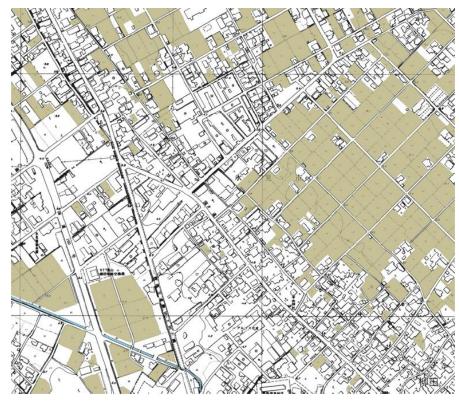
また、まんが「忍者ハットリくん」や「怪物くん」などの原作者である藤子不二雄 ② 先生が氷見市の出身であることから、比美町・中央町商店街では「忍者ハットリくん」などのキャラクターをアーケード下に配置する取組みを展開してきました。 ユニークな表情のさまざまなモニュメントは、まち歩きを楽しくさせてくれるアクセントとなっています。

近年では比美乃江大橋の開通、ひみ番屋街の開業、旧有磯高校の体育館などを再利用した新市庁舎の整備等がなされ、市街地の景観も徐々に変わりつつあり、それに応じてこれまでにない人の流れ、動きがまちなかにもたらされています。

### ② 街道沿い景観

旧氷見町から窪、柳田、小竹へとつながる道筋は、旧北陸道の名残です。旧氷見町に代表される「旧市街地景観」のまちがやや広がりを持って面的に形成された一方で、窪から柳田、島尾へと至るエリアは、街道に沿って特徴的な集落構造を形成してきました。

街道沿い集落の町割は、街道に面して間口がやや狭く、奥に長い構成をとっており、現在もそれを引き継いでいます。街道に沿って比較的整然とした敷地形状となっていますが、街道のすぐ裏は旧来からの農道の構造を受け継いでおり、やや不整形な敷地が連続しており、独特のまち並み景観をつくりだしています。近代化のなかで、街道のさらに裏手の農地が宅地へと転用され、徐々に農地が減少しつつあります。



窪から柳田の平面図



街道沿い集落の景観

### ③ 郊外景観

地理的に高岡市に近いエリアは、国道 160 号を軸に市街地が形成されてきました。 国道を挟んで両側に住宅団地が形成されるとともに、近年では国道沿いに大型店が 立地しています。 氷見市のいわば「郊外」にあたるこうしたエリアでは、高度経 済成長期以降、継続的に住宅地の開発が行われてきました。まとまりのある住宅市 街地は、近代的な氷見の景観の類型の一つに含めることができるでしょう。



国道付近に位置する住宅団地 (上泉)



国道付近に位置する住宅団地 (柳田)

# 5. 捉え方による景観分類

前述したような農山漁村の伝統的な生産の場や暮らしの仕組みによって生み出される景観特性や地形条件によって形づくられた景観とは別に、景観はその捉え方に応じて整理することができ、「眺望景観」「シークエンス景観」「夜間景観」などに分けられます。具体的な眺望点については今後、種々のことや景観計画などを含めて検討していきます。

### ① 眺望景観

海岸線や河川・湖沼など視界が開けた場所から遠望する眺望景観や、山や丘陵地・建築物など高いところから俯瞰する眺望景観も重要な景観といえます。

特に、氷見の小学校の校歌でよく謳われていたり、市民の方々の氷見らしい景観としてたびたび登場するのが、海越しにのぞむ立山連峰への眺望です。水平線の上に山々が連なる景観は、世界でも有数の美しさを誇ります。晴れた日(特に日の出の時間帯)には、沿岸部からはもちろんのこと、谷筋に沿った山間の集落の高台からも眺めることのできる雄大な立山の姿は、立山そのものが氷見市内にあるわけではないにも関わらず、圧倒的な存在感を放っています。

また、こうした景観を眺望することができる視点場や周辺環境も良好な眺望景観を構成する重要な要素となっています。



高台の棚田からの立山連峰への眺望景観(長坂)



市街地や沿岸部への眺望景観(余川)



山間地からの眺望景観(臼ヶ峰)

### ② シークエンス景観

視点を移動させながら、例えば歩きながら、列車の車窓から見ながら次々と移り変わっていくシーン(場面)がシークエンス景観です。

晴れた日に、氷見線の車窓から眺める立山連峰の風景は圧巻です。電車に乗っているからこそのスピード感や視線の奥行きが、普段見慣れた立山連峰の風景にまた違った意味合いを与えています。氷見の海岸線ではこうしたシークエンス景観を味わうことができる場所が多くみられます。

また、景観は、朝から夜の間の時間の移ろいや四季折々に移りゆく変化などによって異なる様を見せます。こうした時間軸によって多様に変わっていくシーンもシークエンス景観といえます。





### ③ 夜間景観

時間の変化によって異なる様を見せる景観の中でも、特に夜は独自の景観を醸し出します。旧市街地ならではの密集したまち並みは、夜になるとそれぞれの家屋からの光が漏れ落ち、昼にはないユニークな夜間景観を見せてくれます。

また、早朝の散歩コースとして使われている朝日山公園からは、夜明けの旧市街 地が昼間にはない味わい深い表情を見せてくれます。





# 第4章 景観形成の基本方針

# 4-1 景観特性の類型別の問題点

前章で整理した類型別の景観形成における問題点を整理すると以下のようにまとめられます。

# 1. 谷筋集落景観の問題点

- ① 農業者の高齢化や後継者不足による農地の減少
- ② 空き家、廃屋の増加
- ③ 耕作放棄・遊休農地の増大による農地の荒廃
- ④ 周囲の自然と不調和な建物・工作物の建築
- ⑤ 周囲の自然と不調和な屋外広告物の設置
- ⑥ 管理不足による里山の荒廃 (雑草の繁茂等)
- ⑦ 能越自動車道による景観阻害





(左) 山間部に目立つ廃屋

(右) 耕作放棄地の増加

# 2. 平地集落景観の問題点

- ① 農業者の高齢化や後継者不足による農地の減少
- ② 空き家、廃屋の増加
- ③ 耕作放棄・遊休農地の増大による農地の荒廃
- ④ 農地・農村集落と不調和な建物・工作物の建築
- ⑤ 農地・農村集落と不調和な屋外広告物の設置
- ⑥ 国道 160 号・415 号等のロードサイドに沿った<u>農地転用</u>とそれに伴う<u>店舗や</u> アパートの建設
- ⑦ 主要公共施設の**移転(市役所等)**





(左) 管理不足の空き地 (右) 新規住宅や工作物の調和の問題







(左) チェーン系店舗の立地と屋外広告物の問題

(中) 農地の中に建設されたアパート (右) 能越自動車道と景観の調和の問題

# 3. 沿岸部集落景観の問題点

- ① 海岸と不調和な建物・工作物の建築
- ② 海岸と不調和な屋外広告物の設置
- ③ 沿道(国道160号)沿いの無秩序な店舗開発
- ④ 空き家、廃屋の増加
- ⑤ 護岸工事による景観阻害
- ⑥ 砂浜や松林の景観の維持(ゴミの漂着等)・保全・活用不足







(左) 海岸に沿って立地する民宿の景観デザイン

(中) 護岸整備による海岸へのアクセスや管理の問題 (右) 松林の維持管理

# 4. 市街地景観の問題点

- ① 商店街の衰退
- ② 歴史的まち並みと不調和な建物の立地
- ③ 歴史的まち並みに不調和な屋外広告物の設置
- ④ 歴史的建造物の認知不足
- ⑤ 歴史的景観の保全・整備・活用不足
- ⑥ 建て替え時の前面駐車場設置によるまち並みの断絶
- ⑦ 多彩な住宅デザインによるまち並み景観の阻害
- ⑧ 煩雑な建物・工作物・屋外広告物による沿道景観の阻害
- ⑨ 主要公共施設の移転(市役所等)
- ⑩ 道路等公共事業
- ① チェーン系店舗の建築デザインと景観の調和







(左) 商店街の衰退

(中) 歴史的建造物の維持更新

(右) 公共施設の移転







(左) 前面駐車場の確保によるまち並みの断絶 (中) 空き家・空き店舗 (右) 伝統的なまち並みの中にそぐわない建物の出現

# 5. 眺望景観の問題点

- ① <u>眺望の対象</u>(海・山・文化財・一般建造物・公共施設・インフラ施設等)の <u>認知不足と保護不足</u>
- ② 視点場 (景観を眺める場所のこと) の認知不足と未整備
- ③ デザイン・色彩の奇抜な建物の出現
- ④ 見通しの良い道路の沿道に出現する景観阻害要素(屋外広告物や幟の旗等)
- ⑤ 電線・電柱による視界の妨げ





(左) 沿道の屋外広告物 (右) まちなかの電線・電柱

# 6. 共通の問題点

- ① 景観形成に対する市民意識の差や未共有
- ② 総合的な景観形成プロセスへの市民の方々の参加不足
- ③ 行政による景観形成支援策の遅れ

# 4-2 市民アンケート調査 (H26 実施) 結果からみた課題

# 1. アンケート調査結果からの考察

平成26年度に実施した市民アンケート調査結果から以下のような傾向がみられます。

- ●本市の景観に対する愛着や誇りは強く、景観の変化にも好感的である
- ●魅力を感じる景観は「自然」であり、「都市」や「施設」は魅力が低い
- ●本市の景観を損ねているのは"手入れされていないもの"
- ●景観法(景観の総合的な法律)は周知されていない
- ●ルールづくりには賛同を得ているものの、区域などに対する意見は様々である
- ●行政の役割は将来像・ルールづくりや景観 PR、市民参加は身近なところから

# 2. アンケート調査結果からの課題

上記の結果から景観形成に関する課題は以下のようにまとめられます。

- ① 市民の景観に対する愛着や誇りを保つ、良好な景観づくり
- ② 市民が景観に関する将来ビジョンを共有できる目標や指針、ルールづくりの設定
- ③ 市民に対する「景観法」・「景観計画」の周知徹底と活用検討
- ④ 行政による景観PR、市民が景観づくりに参加するきっかけづくり

# 4-3 景観形成上の課題

氷見市の景観特性別の問題点、景観に関する市民意識の把握(アンケート調査)、 既存計画の整理の結果等から、氷見市の景観形成に関わる課題として、以下の事項 が抽出できます。

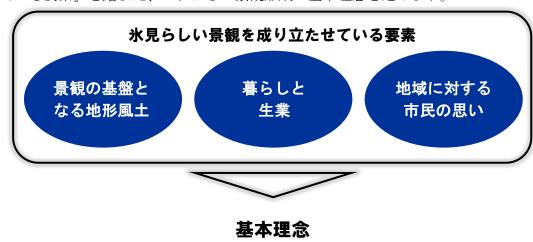
# 景観形成上の課題

	景観特性の類型化							
景観形成上の課題	谷筋	平地	沿岸部	市街地	眺望			
	集落	集落	集落	عام الحا دار	PO ±			
自然の源である水辺、里山等の生態系								
の保全・活用								
農業施策と連携した棚田などの農地の								
保全・活用								
市民が誇る沿岸部の景観の保全・活用								
					•			
集落景観を阻害する空き家、廃屋の解								
消・活用		•						
自然と調和したのどかな田園風景と伝								
統的な集落を保全								
継続的管理による荒廃する里山の保全								
	•							
黒瓦の家並み、漁師町等の歴史的まち								
並みの保全								
沿岸部の景観を向上する護岸工事や砂								
浜の再整備等、浜へのアクセス改善								
立山連峰への眺望等の魅力を向上する								
眺望景観の視点場の環境整備								
新たな開発が予測される国道 160 号、								
国道 415 号等の良好な沿道景観の創造								
市街地の新旧混在した建築物等が調和								
した良好な沿道景観の創造								

景観形成上の課題	景観特性の類型化							
	谷筋	平地	沿岸部	市街地	眺望			
	集落	集落	集落	111   121   15	<b>%</b> 主			
自然等と不調和な開発・建築、屋外広								
告物の規制・誘導による相互に調和し	•	•	•	•				
た景観の創造								
大規模建築物や屋外広告物等の規制・					•			
誘導による良好な眺望景観の創造								
玄関口として周辺環境と調和した能越								
自動車道 IC 周辺の拠点景観の創造								
リノベーションによる新庁舎のシンボ								
ル性の向上と新たな拠点として景観の		•						
創造								
積極的な景観形成を牽引する道路等の								
公共事業の景観改善								
歴史的建造物を継承する歴史文化拠点	•							
の保全・整備と観光資源としての活用								
認知不足を解消する歴史的建造物の調								
査と保存策の検討								
市役所移転跡地における周辺景観と調								
和した市街地景観の魅力を高める活用								
眺望景観の視点場の市民へ周知する広								
報								
主役となる市民への普及や意識の向上								
	•	•						
行政を含めた各関係団体との協働の仕	•							
組みづくり								
景観形成の取組みに参加する人材の育								
成や支援	•				•			

# 4-4 景観形成の基本理念

氷見の景観の3つの視点から捉えることのできる「氷見らしい景観を成り立たせている要素」を踏まえ、これからの景観形成の基本理念を定めます。



# みんなでつくる 『山と海とが手をかわす』 氷見らしい景観

氷見市において、<u>多くの市民が魅力的と感じる景観は、自然や歴史、地形風土などの本市の礎に関わる景観、また、暮らしと生業が密接に関係した集落のまち並みなどの自然との関わりを感じる景観</u>であり、これらが記憶に残る原風景として認識されているものと考えられます。

一方、<u>都市や、施設などの新たに創られる構造的な景観については、魅力的と感じる市民は少ないものの、街道沿いに形成されたまち並みや大火から復興してきた漁師町などの市街地景観は、氷見にしかない独特の景観</u>として、今日でも愛され続けています。

また、市民アンケート調査によれば、残したい景観・伝えたい景観として<u>「立山</u>連峰への眺望」が数多く挙がり、意識的であれ無意識的であれ、眺望的な視点で景<u>観を育み、愛でてきた</u>ことが分かるとともに、「比美乃江大橋・公園」「唐島」「島尾海岸」「ひみ番屋街」「氷見海岸」「松田江浜」が挙がるなど、<u>氷見の景観と海岸</u>は分ち難く結びついていることが分かります。

氷見市においては、このような特性を理解し、<u>自然、歴史、地形風土、暮らしと生業が密接に関係した集落景観、市民に愛され続ける眺望景観や海岸景観を守るとともに、これまで積み重ねられてきた市街地の成り立ちなどを活かしつつ、新たな都市的景観を創造していくものとします。同時に、良好な景観を阻害している要素を改善し、心地よい景観づくりを行うことや、積極的な市民参加のもと、市民・事業者・行政の協働によって推進していくことが不可欠であることから、それらの機運を高めていくものとします。</u>

# 4-5 景観形成の基本方針

基本理念を踏まえ、これからの景観形成の基本方針を以下のように定めます。

### 「氷見らしい景観」を"まもる"

- ① 氷見をかたちづくる地形風土を知り、地域に現れる暮らしの景観の特徴を保全する
- ② 自然に寄り添う暮らしを理解し、その空間構成を継承する
- ③ 生物多様性を育む自然環境との調和を図る

### 「氷見らしい景観」を"いかす"

④ 街道の歴史や大火からの復興に由来する「まちの遺産」を磨く

### 「氷見らしい景観」を"つくる"

⑤ 氷見の歴史性や自然と調和しながら**まちの景観を現代的に創 造**する

### 「氷見らしい景観」を"ととのえる"

⑥ 良好な景観を阻害している要素を取り除いたり、隠すほか、景 観を損なっている建築物等を直すなど、心地よい景観への改善 を図る

# 第5章 景観形成推進方策の検討

景観は、その土地の自然・風土の上に、市民が積み重ねてきた暮らしによって形成されてきたものです。

そのため、景観形成の推進については、そこに暮らす市民が主体となって景観を 守り育てることを意識するとともに、事業者や行政との協働により、積極的に景観 事業や景観活動を進めていくことが重要です。

# 5-1 氷見の景観の把握

# 1. 氷見の景観台帳の仕組みづくり

氷見の景観台帳については、これまでの景観資料(文献、写真など)を整理する とともに、今後、長期にわたって景観データベースを充実していくため、氷見の景 観を把握・整理しやすい台帳様式や体制などの仕組みづくりを検討します。

# 2. 氷見の景観台帳づくり

今後の景観規制・誘導に向けて、自然、歴史、集落、市街地、眺望などの氷見市の多様な景観を把握・整理した氷見の景観台帳づくりを行います。

景観台帳づくりは、氷見市の良好な景観のみならず、必要に応じて、改善が求められる景観の阻害要素をあわせて把握・整理するとともに、地域や時間・季節などの分類整理を検討し、景観データベースの充実を図ります。

# 3. 氷見の景観についての周知

氷見の景観台帳で把握・整理された氷見市の景観については、市内外へと広く周知するとともに、景観を活用した氷見市の魅力付けに役立てていきます。

# 5-2 景観法・制度の活用と景観事業の推進

# 1. 景観条例の制定、景観計画の策定

景観形成を効果的に進めるため、景観法に基づく景観条例の制定及び景観計画の 策定によって、景観法の各種制度を活用していきます。

# 2. 既存制度の活用による規制・誘導

景観法に基づく制度のみならず、建築協定や地区計画など既存の制度を活用して、 建物の用途や形態の規制・誘導、緑地の確保などを図っていくことを検討します。

# 3. 景観に関するガイドラインによる景観事業の推進

良好な沿道景観を形成するため、屋外広告物の景観基準となる「(仮称) 氷見市 広告ガイドライン」、景観形成の先導役となる公共事業に関する「(仮称) 氷見市公 共事業ガイドライン」など、景観に関するガイドラインを作成することにより景観 事業を推進します。

# 4. 公共事業のチェック体制の確立

一定規模の公共事業については、「(仮称) 氷見市公共事業ガイドライン」などに基づきながら、事業者等に対して景観配慮の考え方を確認するためのチェックシートなどを用意することで、計画段階からチェックできる体制を確立します。

# 5. (仮称)景観推進地区の設定

氷見市において、今後の景観形成を先導するモデル地区を(仮称)景観推進地区 として設定し、地区住民との協働によって積極的な景観誘導と先行的な景観整備を 推進します。

# 5-3 景観形成に対する市民・事業者意識の向上

# 1. 広報ひみ、良好な景観選定等による PR

「氷見市景観基本計画」の概要を"広報ひみ"に掲載して紹介するほか、写真コンテスト等を開催し、氷見市の良好な景観を選定することで氷見市の景観をPRしていきます。

# 2. 景観シンポジウム等の開催

「氷見市景観基本計画」や「氷見市景観計画(予定)」の策定を契機として、市民などを対象とした景観シンポジウム等を開催します。

# 3. 景観教育の実施

小中学校、児童施設、生涯学習施設などにおいて、景観パンフレットやわかりや すい副読本などを使って景観教育の実践を検討します。

# 4. 勉強会・研究会・まち歩き等の開催

日頃から地域の景観について考える機会を設けるため、専門家など招き、町内会等の地域の組織ごとに、景観まちづくりに関わる勉強会・研究会・ワークショップ等を開催します。

# 5. 景観に関する顕彰制度

景観に配慮した建築物、個人の敷地での植栽、景観に関する活動等に対して、市 民や事業者などを顕彰していくことを検討します。また、富山県などで設けている 「うるおい環境とやま賞」、「景観広告とやま賞」への推薦など広域的な取り組みと も連携し、景観形成に取り組む活動の発展に向けた施策を検討します。

# 5-4 市民・事業者・行政の協働による景観形成

# 1. 市民・事業者・行政の役割分担

景観づくりについて、市民・事業者・行政の役割を明確化するとともに、その役割分担の内容を"広報ひみ"、"景観パンフレット"などに記載し、周知していきます。

# 2. (仮称)市民による景観協議会の設置

市民・事業者・行政の協働による景観形成を推進するため、氷見市の景観について協議できる「(仮称) 市民による景観協議会」の設置を検討します。こうした景観形成の検討にあたっては、地域住民の意見集約を図るため、積極的にワークショップ等を実施します。

# 3. (仮称)景観アドバイザーの設置

多様な分野との関わりを持つ景観事業について庁内各課の調整、取りまとめ役を担うとともに、市民などからの景観に関する相談・意見を伺う窓口として(仮称)景観アドバイザーの設置や富山県の景観アドバイザー派遣制度との連携も視野に入れた取り組みを検討します。

# 4. (仮称)デザイン審査会・部会等の設置

庁内の景観担当部局が中心となり、氷見市のまちづくりや各種の公共事業について、景観的側面から協議する(仮称)デザイン審査会・部会等の設置を検討します。

# 5. 関係機関との協力体制の強化

景観形成の推進については、庁内はもとより、国、県、隣接市町などとの協力体制を強化するとともに、景観活動を進める各種団体との協力体制を確立していきます。

また、氷見市の景観形成に向けて一団となって推し進めていくことができるよう、 様々な団体・行政機関等が意見交換を行うプラットフォームづくりを検討します。

# 6. 景観チェック体制・施策の強化

行政による景観の監視によって、氷見市の刻々と移り変わる景観の変化を瞬時に 捉え、適正に対応していくことは非常に困難であることから、市民・事業者をはじ め、氷見市を訪れる観光客などの多様な視点・立場からの景観チェックが求められ ます。

そのため、市民・事業者および観光客などが景観チェックに関わることができる 体制・施策の強化を検討します。

# 7. 市民・事業者が一体となった景観形成

市民・事業者および観光客などの景観チェックを踏まえ、氷見らしい景観をまもり、つくり、いかし、ととのえていくため、「(仮称) 市民による景観協議会」などにより、市民・事業者が一体となって魅力向上について考え、景観形成に取り組める仕組みの構築を検討します。





# 氷見市の景観形成に向けた ロードマップ

# 草創期(H27~H29)

景観形成の考え方、法に基づく規制・誘導方策 景観データベースなどの基礎づくり

# 成長期(H30~H32)

会観の規制・誘導を浸透させ、市域や地区の特徴に応じたルールづくりと多様な景観施策の投入

# 普及期(H33~H35)

市民・事業者・行政が一体となり、多様な景 観施策を充実・強化 発展期(H36~)

景観施策のリニューアルを含めた 景観施策の発展的な展開

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
1. 氷見市景観基本計画策定	$ \longleftrightarrow $										
2. 氷見の景観の把握											
・氷見の景観台帳の仕組みづくり		$\longrightarrow$									
・氷見の景観台帳づくり			$\rightarrow$	運用							>
・氷見の景観についての周知				$\rightarrow$							
3. 景観法・制度の活用と景観事業の推進											
・景観行政団体への移行		<b>→</b>									
・景観条例の制定、景観計画の策定	•	$\longrightarrow$									
・既存制度の活用による規制・誘導			$\longrightarrow$								
・景観に関するガイドラインによる景観事業の推進				$\longrightarrow$	運用 — — —						>
・公共事業のチェック体制の確立				$\longrightarrow$							
・(仮称)景観推進地区の設定						$\rightarrow$					
4. 景観形成に対する市民・事業者意識の向上											
・広報ひみ、良好な景観選定等による PR			$\longrightarrow$								
・景観シンポジウム等の開催											$\rightarrow$
・景観教育の実施											$\longrightarrow$
・勉強会・研究会・まち歩き等の開催											$\longrightarrow$
・景観に関する顕彰制度				$\rightarrow$							
5. 市民・事業者・行政の協働による景観形成											
・市民・事業者・行政の役割分担		$\longrightarrow$									
・(仮称)市民による景観協議会の設置				<b>&gt;</b>							
・(仮称)景観アドバイザーの設置			$\longrightarrow$								
・(仮称)デザイン審査会・部会等の設置			$\longrightarrow$								
・関係機関との協力体制の強化					運用						>
・景観チェック体制・施策の強化					運用						>
・市民・事業者が一体となった景観形成							-				$\longrightarrow$

# <参考資料編>

# 参考-1 富山県の景観関連計画

# **1**. 富山県景観条例(平成14年9月30日富山県条例第45号 改正 平成16年12月17日条例第61号)

富山県では、ふるさとの景観を守り、育て、創りあげることにより、暮らしにうるおいや安らぎを実感できる美しく快適な環境をつくるため、「富山県景観条例」を制定しています。

# 2. 富山県景観づくり基本方針(平成15年9月5日策定)

富山県では、行政と県民等が力を合わせて、地域の特性を生かした優れた景観を保全又は創造し、水と緑といのちが輝く美しい県土を形成するための景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、「富山県景観づくり基本方針」を策定しています。

富山県景観づくり基本方針では、「第1 景観づくりに関する目標」を以下のように示しています。

### 【第1 景観づくりに関する目標】

地域らしさと富山らしさの双方を大事にしながら、全体として美しい県土となるよう優れた景観を守り、創り、その景観を楽しむとともに、次代に適切に引き継いでいく必要がある。このため、県土の景観づくりの目標を次のとおりとする。

### 1 美しく豊かな自然を基本とした景観づくり

富山の心象を形成し、景観の基本をなしているものは、立山連峰等の山岳景観、富山湾の眺望、広がりある扇状地の風景など、豊かな自然とその大きな造形である。この美しく多様な自然をかけがえのないものとして大切に守り、景観づくりの基盤とする。

### 2 歴史、文化等の地域の個性を生かした景観づくり

地域の人々によって守り、育てられてきた歴史的な町並み、集落、神社仏閣、遺跡、伝統行事等は、地域の個性となり、地域の誇りともなっている。また、近代的、現代的な施設の建造や新しい都市空間の形成が行われるなど、多様な景観が創られてきた。これらの歴史的な資源や文化等を引き継ぎ、創意と工夫により景観づくりに生かすことにより、個性豊かな地域の景観づくりを進めるとともに、県全体として多様で豊かな景観を確保する。

### 3 水と緑で彩られた、魅力あふれる景観づくり

水と緑は、生活環境にうるおいや安らぎを与える大きな要素である。水と緑を活用し、現代的で洗練された環境、人の活動が生み出す活気や賑わいなども生かしながら、魅力ある都市空間の形成を進めるとともに、散居村等の伸びやかな田園景観の適切な保全を図るなど、水と緑に彩られた、いのち輝くまちの景観を創る。

# 3. 富山県大規模行為の景観づくり基準(平成 15年 10月 24 日告示)

富山県では、富山県景観条例に基づき大規模行為を行う際に配慮する事項として、 「富山県大規模行為の景観づくり基準」を告示しています。

### 基本事項

- 1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を 把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。
- 2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の 創出を図る。
- 3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、 計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整 合に配慮する。

### 個別事項

建築物や工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更にあたり、位置、形態 意匠、色彩、素材、敷地の緑化に関する事項を設定している。

その他に、土地の区画形質の変更や屋外における物品の集積・貯蔵、鉱物の採取 又は土石の採取における事項も設定している。

# 4. 富山県公共事業の景観づくり指針(平成15年10月24日策定)

富山県では、富山県景観条例に基づき公共事業による先導的、総合的な景観づくりを進めるため、「富山県公共事業の景観づくり指針」を策定しています。

### 基本事項

- 1 公共事業の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、人々に親しまれ、誇りとされる景観を創出するよう工夫する。
- 2 事業の目的を踏まえたうえで、施設の機能性、安全性はもとより、経済性等に も配慮しつつ、景観づくりのための先導的な役割を果たすよう工夫する。
- 3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、 計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整 合に配慮する。

### 事業の進め方

- 1 地域における景観づくりが一体的、効果的に推進されるよう、他の公共事業を行う者と十分に連携を図る。
- 2 景観づくりに関する整備内容は、地域の景観等の状況や施設の規模等の事業の 特性などに応じて、事業毎に検討する。
- 3 地域の景観に大きな影響を及ぼす、あるいは地域のシンボルとなるような事業 については、計画策定等に際し、地域住民の意見が反映されるよう配慮する。
- 4 大規模な事業や長期にわたる事業は、事業の各段階で景観への影響を確認し、 事業全体の景観づくりの目標を達成するよう工夫する。

### 基本的事項

眺望や色彩、素材の留意事項を設定するほか、既存施設の活用や季節等の変化と の調和、水と緑の活用、維持管理に関する事項を設定している。

さらに、要素別事項として、法面・擁壁、防護柵、護岸、植栽、標識、公共広告物、照明の配慮事項を設定するとともに、道路、橋梁、河川、ダム・堰堤、砂防、治山、港湾、漁港、海岸、農地、森林、公園・緑地、建築物、工作物等の施設別の指針を設定している。

# 5. 富山県景観づくり色彩ガイドライン(平成 15年 11 月発行)

富山県では、大規模行為の景観づくり基準や公共事業の景観づくり指針のうち色彩に関する事項について、より分かり易く考え方を示すため、「富山県景観づくり色彩ガイドライン」を発行しています。

富山県景観づくり色彩ガイドラインでは、位置づけ、構成を以下のように示しています。

### (1) ガイドラインの位置づけ

このガイドラインは、「富山県景観条例」に基づき定められた景観関連指針のうち、特に大規模行為の景観づくり基準及び公共事業の景観づくり指針の色彩に関する事項について、よりわかりやすく説明するものです。

国、県、市町村などにおいて景観づくりや公共事業に携わる行政担当者をはじめ、 事業者、設計者、施工者など様々な立場で景観づくりに参加する県民の皆さんに、 豊かな自然と歴史や文化に恵まれた富山らしい色彩景観づくりを進めていただく ための手がかりとなるよう、建築物や土木構造物などの色彩を選定する際の考え方 や具体的な推薦色等を紹介しています。

また、大規模行為や公共事業に限らず、一般の住宅などの色彩を考える際にも活用いただける内容となっています。

#### (2) ガイドラインの構成

このガイドラインは次の8つの項目によって構成されています。

#### 1) 富山の色彩景観

日本古来の色の呼び名に対応する、ふるさと富山の美しい色彩景観を紹介しています

- 2) ガイドラインの活用方法 ガイドラインの位置づけや構成について紹介しています。
- 3) 景観色彩の基礎知識 ガイドラインを理解するために必要な色彩の基礎知識を紹介しています。
- 4) ガイドラインにおける色彩の分類方法 ガイドラインで用いる色彩の分類方法を紹介しています。
- 5) 景観色彩の配慮事項 色彩景観づくりにあたって配慮すべき基本的な事項を紹介しています。
- 6) 景観類型別色彩指針 景観を7つの類型に分類し、それぞれにふさわしい色彩のあり方を紹介しています。
- 7) 公共事業の色彩

地域の景観づくりにおいて先導的な役割を担う公共事業の色彩のあり方を紹介しています。

8) 色彩景観の拠点形成に向けて 地域固有の色彩を生かし、個性ある景観を守り育てていくために、県内でも特 徴的な色彩景観を有する地域を紹介しています。

# 6. 富山県景観広告ガイドライン(平成20年3月発行)

富山県では、富山らしい美しい景観を創り守って行くため、景観に配慮した屋外広告物を「景観広告」と位置づけ、その具体的なデザインや企画の際の配慮事項等について分かりやすく紹介した「富山県景観広告ガイドライン」を発行しています。

### (1) ガイドラインの考え方

富山県には立山連峰に象徴される世界的にも価値ある自然景観があります。また、その恵みを受けて文化が育まれ、伝統的な町並みも数多く残されています。これらの景観は「富山らしさ」をつくる基盤になるもので、県民の心のよりどころとなっているだけでなく、富山県を訪れる方々に対しても富山県の良いイメージをつくる源になっています。

一方、モータリゼーションの進行により郊外の幹線道路沿いには大きな駐車場を備えた利便性の高い店舗が進出していますが、それら大型店舗の多くは全国共通の屋外広告物を設置しており、地名を聞かなければどこのまちかわからないような状況になっています。また、中には景観を阻害するような大型で派手な看板を設置しているところも見受けられます。

21 世紀は「心の時代」とも言われています。富山らしい美しい景観を創り、守っていくことは、県民に課せられた次の世代への責務ともいえます。

そこで、景観広告ガイドラインでは景観に配慮し、富山らしい生き生きとしたまちづくりに寄与する屋外広告物を「景観広告」と位置付け、具体的に企画やデザインの手法について紹介します。

#### (2) ガイドラインの構成

このガイドラインは次の項目によって構成されています。

- 1)地域らしさをつくる景観広告
  - ①「生活景観」が重要です
  - ③モデル地区
- 2) 屋外広告物の基礎知識
  - ①屋外広告物の種類
  - ③屋外広告物は「広告」です
- 3) 効果的な広告づくり
  - ①広告戦略の基礎知識
  - ③フランチャイズチェーンの特別仕様
- 4) 企画・デザインの基本
  - ①企画時の配慮
  - ③色彩計画
- 5) ケーススタディ
  - ①広告旗
  - ③花や緑の活用
  - ⑤ "揃える" デザイン
- 6) 看板は商家の顔

- ②地区特性に応じた計画づくり
- ④まちづくりへの活用事例
- ②法律の知識
- ④屋外広告物の特殊性
- ②店舗のサイン計画
- ④効果の上がる広告を考える
- ②文字や図形の設定
- ④色彩調和の方法
- ②車体広告
- ④夜間照明
- ⑥好感度の高いデザイン

# 参考-2 氷見市の関連既定計画の整理

# 1. 第8次氷見市総合計画(平成24年3月策定)

氷見市では、目標年次を平成33年度とし、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成する「第8次氷見市総合計画」を策定しています。

本計画では、基本構想の中で「目指すまちの姿」、「重点プロジェクト」、基本計画の中で「豊かな自然環境の保全と美しい景観づくり」を以下のように示しています。

### (1) 目指すまちの姿

1) まちづくりの考え方(基本理念)

本市のまちづくりを展望するとき、これからの 10 年間が発展の土台となる非常に大切な時期であると言えます。

そのため、市民・企業・行政等が協働して直面する様々な課題を克服し、未来につなげていくことが重要です。

わたくしたちを取り巻く日本社会全体が、厳しい変革期に入っていますが、「ひみ寒ぶり」に代表される食、海から里山まで広がる豊かな自然、定置網漁業等の先人から受け継がれてきた歴史・文化など、本市の個性を大きく花開かせながら、内外との積極的な交流・連携を展開し、市民がふるさとに対して自信と誇りを持ち、心のゆとりと温かみを感じて真に質の高い生活が実現できるまちを目指します。

また、地域社会の中に色濃く残っている人と人との絆を大切にし、地域力の向上に努め、地域での新たな支え合いの仕組みを構築するとともに、すべての市民が心身ともに健康で幸せに暮らすことができる環境を整備し、安全・安心を実感できるまちを実現します。

### 2) 目指す都市像

# 『人 自然 食を未来につなぐ交流都市 ひみ』

### (2) 重点プロジェクト

■きれいに満ちたまち創造プロジェクト(10 テーマのうちの1つとして)

本市の貴重な財産である農山漁村における自然景観や生態系などについて、市民と行政の協働により保全、活用を進めるとともに、地域を花と緑で彩るなどの快適な居住環境づくりを積極的に進めます。

また、市民一人ひとりが、自分の日常生活が自然や環境に影響を及ぼしているということを認識しながら身近な省資源・省エネルギーを実践する環境にやさしい生活を促進します。

・生態系保全の促進

・循環型社会の形成

・自然景観の保全

・花と緑の地域づくりの促進

### (3) 豊かな自然環境の保全と美しい景観づくり

### 基本方針

自然に対する理解を深めるとともに、生物多様性の確保や、人と自然との共生の取組みを進め、豊かで美しい自然や景観の保全に努めます。

### 1) 自然環境の保全に関する主な取組み

- ①自然保護に対する意識の醸成
  - 自然保護員の育成と活動支援
  - ・ひみ田園漁村空間博物館等を活用した自然とふれあう機会の創出

### ②生物多様性の確保

- ・ 希少野生生物の保護対策の推進
- ・生態系を脅かす外来生物の適切な管理
- ・地域の特性に応じた多様な生物が生息・生育する環境の保全

### ③市民参加による森林の育成・保全

- ・里山林を活用した交流の推進
- ・自然学習や林業体験など、教育の場としての有効活用
- ・川上から川下に至る市民の連携による森づくりの促進
- ・森林ボランティアグループとの連携による海をはぐくむ森づくり運動の促進

#### ④海岸線の保護

・氷見海岸の保全の促進

### 2) 生活環境の向上対策の推進に関する主な取組み

#### ①環境の状況把握や環境汚染の未然防止

- ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の調査
- ・関係機関との連携による苦情原因調査及び原因者への苦情原因解消の指導・指示

### ②環境美化活動の推進

- ・市民の協力による市民一斉清掃や生活排水路清掃の実施
- ・環境ボランティアの育成と活動支援
- 海岸漂着物対策の推進
- 美化意識の啓発活動の推進

#### ③不法投棄の防止

- ・不法投棄・野焼き等の防止の啓発
- ・環境保全推進員、地域の環境パトロール隊等による不法投棄防止活動への支援

#### ④景観づくりへの指導強化

- ・景観を損なう屋外広告物の規制
- ・ 違法駐車・ 放置自転車等の規制

# 3) 身近な水環境の保全に関する主な取組み

## 衛生的な生活を支える汚水(排水)処理の普及促進

- ・汚水処理率向上のための普及啓発活動の実施
- ・下水道未整備地区での浄化槽の整備促進(モデル地区での促進など)
- ・水洗化資金貸付制度、浄化槽設置補助制度の案内周知
- ・汚水処理施設の長寿命化の実施

# 4) 花いっぱいのまちづくりの推進に関する主な取組み

#### ①花と緑に親しむ人材の育成

- ・緑花ボランティアの育成
- ・グリーンキーパー等の技術力向上
- ・花づくり愛好者の育成
- ・植物に関する学習活動の実施
- ・花や緑に関する情報の発信
- ・「花と緑の相談窓口」の設置

#### ②花と緑に親しむ地域づくり

- ・地域の緑花運動の推進母体となる「緑花推進協議会」の設立支援
- ・集落ごとの地域花壇の整備促進
- ・企業と連携した緑花活動
- ・沿道や河川堤防などでの花づくりや植樹の促進
- ・公共施設での花壇やハンギングバスケットの設置
- ・花苗、花壇用消耗品などの支給や植樹事業の実施

# ③花と緑の拠点の強化

・氷見市海浜植物園のリニューアル

# 2. 氷見市都市計画マスタープラン(平成 17年 10月策定)

氷見市では、平成 16(2004)年よりおおむね 20 年間の平成 37(2025)年を計画期間 とする「氷見市都市計画マスタープラン」を策定しています。

本計画は、都市全体の将来ビジョンや土地利用および都市施設のあり方等を示す「全体構想」、地域ごとの市街地像やまちづくりの考え方、整備の内容・方策等を示す「地域別構想」の2部構成を基本とし、全体構想の中で「将来都市像」、「計画の目標」、「将来都市構造と将来都市形成基本方針」、「都市景観形成の方針」を以下のように示しています。

#### (1) 将来都市像

本市の将来都市像において、最も重要なキーワードとなるのが「定住」と「交流」である。これは、本市の「第7次総合計画」における都市像を踏まえた考え方であると同時に、本市の特性を発揮していく上でも重要なキーワードである。

そのため、本計画における将来都市像は、総合計画に合わせ次のように定める。

# 「人と自然がなごむ交流都市ひみ」

#### (2) 計画の目標

計画の理念を具体化していくための目標として次の3つの目標を定める。

- 暮らしやすく、暮らし続けたいと考えることのできる地域づくり
- いつ来ても楽しくみんなを連れて来たくなる地域づくり
- ・風土に根ざした深い共感のあふれる地域づくり

#### (3) 将来都市構造と将来都市形成基本方針

①生活圏及び生活拠点における計画

生活圏においては、次の計画を進める。

- ・生活圏は、市民の自治活動の基盤、文化・教育活動の基盤(学校教育、生涯学習)、利用者の身近で行われる保健・福祉活動の基盤、災害時における救助活動の拠点である。これらの活動基盤の整備、充実を図る。
- ・公民館や集会施設の充実、高齢化に対応したバリアフリー化などを図る。

#### ②地区生活拠点における計画

複数の生活圏を結ぶ中心となる地域(久目、八代、宇波など)の生活拠点=地区生活拠点では、次の計画を進める。

- I. T. による行政サービス充実のための情報インフラの整備を行う。
- ・行政サービス窓口、救急医療への対応の充実を図る。
- ・救急医療需要などに対応できるヘリポートの整備などを行う。
- 事故や災害時にも対応可能な地域防災拠点などの整備を行う。

## ③交流拠点における計画

交流拠点においては、次の計画を進める。

- ・情報提供施設(観光マップ、サイン類、ボランティアでのガイドの活動拠点など を公民館や集会所を活用して充足させる。)の整備を図る。
- ・市民が主体となって行う交流促進のための活動基盤(活動空間、情報システムなど)の整備を図る。
- ・小規模な物販施設、無人販売所(生活拠点にある広場、空き地等の利活用)の整備を図る。
- ・廃校舎を活用した交流施設の整備を図る。
- ・地域の特性に合わせた機能の充実(農業体験空間では、新規就農者への対応を行 う。また、JA など農業関連組織の施設の利活用など)の整備を図る。

## ④交通軸における計画

それぞれの軸の性格を配慮した道路整備、公共交通機関の整備、及び結節点(氷 見インターチェンジ、灘浦インターチェンジなど)における拠点的な整備を進める。 中心市街地においては、海の軸、川の軸、交流拠点が複数集中しており、交流と

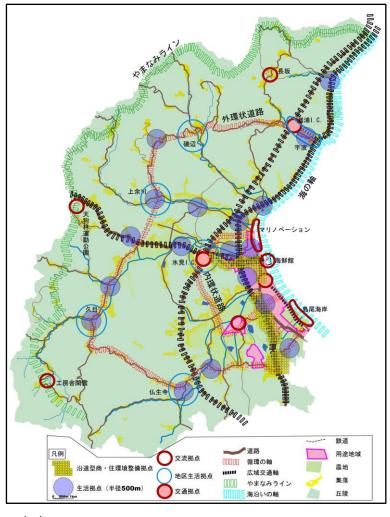
定住の機能を高めていくため には、この地域における機能的 な整備がきわめて重要である。

## ⑤交通拠点における計画

交通拠点となる氷見及び灘浦インターチェンジ周辺においては、次の計画を進める。

- ・I.T. を活用した情報提供施設 等による交通結節点機能の 強化を図る。
- ・沿道型の商業施設、娯楽、保健、福祉、教育、文化などの複合機能や施設と住宅の調和を図る。

# 【将来都市構造図】



## (4) 都市景観形成の方針

景観形成に関しては、市街地(用途地域)及びその周辺と、その他の地域に区分して整備の方向を整理する。

なお、詳細は、景観基本計画等の策定によることを基本としたい。

#### 1) 中心商業地

中心商業地については、エントランスとなる国道 415 号中央町交差点付近の景 観整備など道の駅ひみ(海鮮館)との連携を図る。

今後は、マリノベーションによる漁港周辺の整備も行われる予定となっているため、主要な施設の連続する景観に配慮しつつ、歩行者動線の確保に合わせたサイン類の整備や休憩所を兼ねたポケットパークなどの整備を進める。そして、歩いて楽しい空間づくりを進める。

#### 2) 住宅地

市街地の住居系用途地域では、住宅が密集しているほか、住宅の敷地が狭いために駐車場が得られず、路上駐車などが目立つ状況にある。街区単位での共同建て替えなどに合わせてより統一的な地域の景観を形成するための指針づくりが必要である。

また、古くからの街道沿いの商家も僅かではあるが残されており、市民の協力を 得ながら昔の面影を残す「通り」の保全も必要と考える。

#### 3) 幹線道路沿道

国道 160 号や415 号沿道においては、沿道型の商店の立地が増加すると予想され、 屋外広告物の増加など、地域の景観に大きな悪影響をおよぼすことが懸念される。 交流をめざす本市にふさわしい沿道景観のあり方や屋外広告物の規制などについては、今後検討を進めていく。

#### 4) 工業地周辺

本市においては、工場が住居系用途地域に隣接して立地したり、農業地域に立地 している場合が多く、周辺環境との調和を図ることを基本として、事業者とともに 地域景観の形成を図って行く。

また、工場敷地周囲の植栽等による緑化を要請していく。

#### 5)海岸

本市の海岸は、松田江浜など、著名なものが多く、景勝にも恵まれている。また、 富山湾をはさんで遠望できる立山連峰の眺望は絶景とよぶにふさわしいものであ る。

そのため、海岸における景観整備は、積極的に自然を活かして行っていく必要がある。また、遊歩道やベンチ・トイレの整備など来訪者を迎える施設について今後も一層の整備を図る。

# 3. 氷見市環境基本計画(平成25年3月策定)

氷見市では、平成 25(2013)年度から平成 32(2020)年度の8年間を計画期間とする「氷見市環境基本計画」を策定しています。

本計画では、計画の目標、基本目標、環境施策の基本方針を以下のように示しています。

#### (1) 計画の目標

氷見市の環境の特性を活かし、現状と今後の課題を踏まえ、本市の環境の保全と 創造を推進するために本計画の目標を次のように定めます。

# 『恵み豊かな自然と共生する うるおいのまち ひみ』

#### (2) 施策の体系

計画の目標

基本目標

環境施策の基本方針

1. 自然環境 美しい景観を保全します。 恵 青い海、緑の山、恵み豊か ・川や海の水辺を保全します。 4 な自然を守り伝えます。 ・森林・農地の保全と活用を図ります。 豊 ・自然の動植物の生育・生息環境を守ります。 カン ・食の環境を保全します。 な自 然と 2. 生活環境 ・公害のない健康で安全な環境を保全します。 安全で安心して暮らせるま ・化学物質などによる危険のない環境を守ります。 共 ちをつくります。 ・ごみの減量化・資源化を推進します。 生す 3. 都市環境 ・心和む花と緑の環境をつくります。 人がやすらげるまちづくり ・歴史的・文化的資源を守り育てます。 ・快適で魅力ある住環境の形成を図ります。 を推進します。 う る お 4. 地球環境/循環型社会 ・省エネルギー・省資源化、循環型社会の形成を推進 1 地球にやさしい持続可能な します。  $\mathcal{O}$ 循環型社会をつくります。 ・再生可能エネルギーの利用を促進します。 ま ち ・環境教育・環境学習の推進と人材育成を図ります。 5. 人づくり V 環境にやさしい行動ができ ・環境保全意識の啓発と自主活動を支援します。 4 る人づくりを推進します。 ・環境問題に配慮した食育を推進します。

# 4. 氷見市都市景観形成ガイドプラン(平成5年3月策定)

氷見市では、氷見市全域にわたり、良好な魅力ある都市景観形成を図るため、都市景観資源の現状の把握、都市景観形成の基本方針、実現の方策等について検討し、まちづくりの方向や空間イメージを明らかにするため、「氷見市都市計画形成ガイドプラン」を策定しています。

本計画では、「都市景観形成の基本方針」を以下のように示しています。

# ■ 都市景観形成の基本方針

- (1) 基本テーマ
  - 1) 基本テーマの考え方
    - ○氷見市の景観特性には、現況等をふまえると、以下のものがあげられる。
      - ・海越しに望む立山連峰
      - ・能登半島国定公園に指定された海岸線
      - ・県下一の漁獲高を誇る氷見漁港
      - ・みどり豊かな丘陵地
      - ・万葉に彩られた歴史ある町
    - ○また、氷見市の総合計画では、
      - ①未来を拓く人を育て、文化を高めるまちの創造
      - ②豊かな海とみどりの丘を生かした、個性あふれるまちの創造
      - ③市民ぐるみで、誇りと喜びを感じるまちの創造

を基本に、氷見市が目指す都市像を次のように定めている。

「海とみどりの自在都市・氷見」

以上を考慮し、氷見市らしさを表現しながらも、快適で魅力あるまちづくりを推進するために、景観形成の基本テーマを定めるものとする。

# 2) 基本テーマ

本計画の基本テーマを以下のように定める。

『海とみどり、万葉薫る景観づくり』

#### (2) 基本方針

#### 1) 海とみどりを生かしたまちづくり

朝日山公園に代表される緑豊かな空間や、氷見市の景観を特徴付けている美しい海岸線などの自然景観を保全すると共に、これを積極的に生かしたまちづくりを目指す。

### 2) 歴史・文化的環境の保全

歴史性のある都市空間や伝統文化は、市民共通の貴重な財産であり、これらを積極的に保全・継承することにより、奥行きと深みのある都市景観を形成する。

### 3) 魅力ある都市景観の創出

美しい海岸線が続く灘浦海岸、活気みなぎる氷見漁港などは、氷見を代表する顔であり、優れた景観資源として、将来にわたって維持・継承していく。また、新しい時代に即応した魅力ある都市景観の創出を行うものとする。

#### 4) アメニティの追求

生活環境の安全性や利便性などに重点がおかれたこれまでの生活環境整備に対し、アメニティ(快適性)といった生活空間の質的な課題について十分に配慮を行い、機能性と一体となった施策体系を確立する。

#### 5) 市民意識の高揚

市民一人ひとりは、日常生活を通じて周辺環境に様々な働きかけを行っており、都市景観は、人々の生活が表出する市民文化の身近な表現形態といえる。

したがって、都市景観に対する市民意識の高揚を図りつつ、市民合意のもとに都 市景観を形成していくものとする。

# 5. ひみ田園漁村空間博物館整備基本計画(平成15年3月策定)

氷見市では、活力ある農山漁村の創造に向けて、「ひみ田園漁村空間博物館整備 基本計画」を策定しています。

本計画は、全体計画、エリア別整備計画、事業計画から構成されており、全体計画の中で「基本的考え方」、「全体の整備方針」を以下のように示しています。

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 氷見市は、人々の暮らしから生態系に至るまで自然の恵みを受けながら、里山から海までが相互に機能する共生・循環型社会を形成してきた。
- ・農山漁村には、海越しの立山連邦に代表される「美しい貴重な景観」、全国でも 類を見ない 120 の数がある獅子舞、環境にやさしい漁港である越中式定置網など の「伝統文化」、そして寒ブリ、氷見牛、野菜、米などの「食」など、全国に誇 れる地域資源がある。
- ・全国でも非常に稀な田園と漁村を一体的に整備することにより、田園と漁村との 繋がりに代表される共生・循環型社会を「個性豊かな空間」として再生・創造す る。
- ・地域住民と行政が統一的なまちづくり思想を持ち、力を合わせ、やる気を出しながら豊かな地域資源を保全・活用することにより、住民が暮らしている日常生活の場を「誇りを持てる空間」として再生・創造する。

## (2) 全体の整備方針

- ・本事業は、基本計画に基づいて概ね 10 年を目途にハード整備し、ソフト対策については、できることから順次取り組みながら、10 年、20 年後に「振り返ってみると何かが変わっていた」といった長期的なスタンスで、終焉のないものとして進める。
- ・事業の実施には、地域住民による合意形成はもちろんのこと、住民主体の継続的な地域づくりが基本となってくる。地域づくり活動を活かしていくため、人材が 交流する場、伝統・文化を展示する場をつくり、味のある空間博物館とする。
- ・地域づくり活動をネットワーク化する拠点として、本市の空間博物館のコンセプトを表現した「拠点施設」、各テーマ館の特色を表現する地域を「サブ拠点」として整備する。
- ・各テーマ館へは、本市境界部の幹線道路沿いに情報発信及び交流の場として「お 休み処」を整備するとともに、案内板等の設置により案内・誘導する。

# 参考-3 氷見市景観基本計画策定委員会

# 1. 氷見市景観基本計画策定委員会設置要綱

平成27年4月1日

#### (設置)

第1条 氷見市の景観づくりを推進するための指針となる氷見市景観基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するにあたり、総合的かつ専門的な観点から検討を行うため、氷見市景観基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を幅広い視点から検討し、市 長に提言を行うものとする。
  - (1) 基本計画の策定に関すること。
  - (2) その他、市長が求めたこと。

#### (組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 公募による市民
  - (3) 関係団体の職員
  - (4) 関係行政機関の職員

# (任期)

- 第4条 委員の任期は、第2条に規定する提言がされるまでの期間とする。
- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、そ の議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画・まちのグランドデザイン課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

# 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

# 2. 氷見市景観基本計画策定委員名簿

	氏 名	役職	職名等
武山	良三	委員長	富山大学芸術文化学部長
谷	明彦	副委員長	金沢工業大学環境・建築学部教授
藤本	英子		京都市立芸術大学美術学部教授
大西	宏治		富山大学人文学部准教授
上野	俊昭		公募市民
上	秋美(前任者)		公募市民
京田	腎貝		氷見商工会議所専務理事
猶明	孝信		自治振興委員連合会副会長
藤林	久一		氷見市農業委員会会長
吉野	一之		氷見漁業協同組合 総務部指導課長
廣瀬	達之(前任者)		氷見漁業協同組合参事
澤武	功三朗		氷見市観光協会専務理事
川合	光行		富山県建築士会氷見支部副支部長
鈴木	義紀		富山県土木部建築住宅課長

(敬称略)

事務局 阿部 大輔(龍谷大学政策学部准教授) 株式会社国土開発センター 氷見市まちづくり推進部 都市計画・まちのグランドデザイン課

# 3. 氷見市景観基本計画策定までの経過

年度	月日	会議名等	内容等		
	平成 26 年	第1回景観基本計画	①景観基本計画について		
	11月17日(月)	策定委員会	(目的、スケジュール、景観法・関連計画の概要)		
			②市民アンケートについて		
			③景観基礎調査の概要について		
			④推進方策の考え方について		
平 成 26	平成 26 年	市民アンケート調査	対象:無作為に抽出した市民		
	12 月	の実施	(年代別・地区別人口構成を考慮)		
年度			配布数: 2,000 件		
			回収数:807件(回収率:40.4%)		
	平成 27 年	第2回景観基本計画	①氷見の風景の成り立ちについて		
	1月26日(木)	策定委員会	②市民意識の把握(アンケート調査結果)に		
			ついて		
			③景観形成の基本方針について		
	平成 27 年	第3回景観基本計画	①景観特性の類型化について		
	4月25日(土)	策定委員会	②景観形成の基本方針について		
			③景観づくり推進方策について		
			④景観基本計画案について		
	平成 27 年	第4回景観基本計画	①計画の目的と位置づけについて		
平成	9月24日(木)	策定委員会	②氷見の景観の成り立ちについて		
27			③景観形成の基本方針について		
年度			④景観づくり推進方策の検討について		
			⑤氷見の景観の「かたち」について		
	平成 28 年	氷見市都市計画審議	景観基本計画(案)の説明		
	3月24日(木)	会			
	平成 28 年	市長へ提言	景観基本計画策定委員会委員長から景観基本		
	3月18日(金)		計画(案)を提言		
	平成 28 年 4 月	パブリックコメント	募集結果として、3個人から合計5件の意見		
	1日(金)から	の実施	を受付		
平成	平成 28 年 4 月				
	15 日 (金)				
成 28	平成 28 年	パブリックコメント	市ホームページにて公表		
年度	5月23日(月)	の結果を公表			
度	平成 28 年	景観基本計画を策定	パブリックコメントの結果を委員長へ報告、		
	6月1日(水)		景観基本計画を原案どおりで了承		

# 4. パブリックコメント実施結果

# 募集状況

1 実施期間 平成28年4月1日~平成28年4月15日

2 募集内容 「氷見市景観基本計画(案)」に対する意見

3 募集方法 郵送、FAX、電子メール、持参

4 提出状況 5件(3個人)

	4 提出状况 5件(3個人)						
番号	該当箇所	意見の要旨	市の考え方等	対応結果			
1	2章1-2 景観法の 特徴	景観行政団体になるメリットはあるか。	景観行政団体になることで、景観 法に基づいた景観計画を策定す ることができます。景観計画で は、景観計画区域や良好な景観の 形成のための行為の制限に関す る事項を定めることができ、本計 画の制定により、景観法に基づい た景観行政を実施してまいりま す。	原案どおり			
2	2章1-2 景観法の 特徴	市で制定する景観条例の必要性は。県 の条例との重複はないのか。現在ある 県の条例の中で進めればよいのでは。	市で制定する景観条例は、市景観計画に基づいた具体的な制限を 定めるものであり、県条例にはない、氷見市の地域性に合った内容 を盛り込む必要があるため策定 されるものです。	原案どおり			
3	3章5-5 捉え方に よる景観 分類	いち氷見市民として、多くの人に長坂の棚田のすばらしい景観を見てもらいたいと思う一方で、休み場所やトイレを済ませるところがないことが気がかりです。せっかくなら、棚田そのも気観を壊さないような休憩場所(バーとをど)や自然に優しいトイレ(バーとをとど)を設置し、もっとり知ってもらう機会を作れればと思いました。	氷見市景観基本計画(案)にも位置づけられているように、長坂地区の棚田からの眺めは重要な眺望点であると認識をしております。ご意見の趣旨は、計画に基づき施策を推進する上で参考とさせていただきます。	原案どおり			
4	5章 景観形成 推進方策 の検討	財源的に、新しいものを作る余裕が無い中で、コストを増やさないで新しい施策に取り組むべきである。	今後ともコスト削減と費用対効 果を常に念頭に置きながら景観 行政を展開してまいります。	原案どおり			
5	計画全般	いろんな景観の写真を見て心がうきうきしました。4つの基本方針を強く推進し、「漁業の街に観る景観の豊かさ」と銘打って観光氷見のPRにつなげてほしい。	氷見市景観基本計画の策定をは じめとし、地域の特色を活かした 景観行政を展開してまいります。	原案どおり			